目　次

第１章　計画の策定にあたって …… １
　１　計画策定の背景・趣旨 …… ２
　２　計画の期間 …… ２
　３　計画の位置づけ …… ３

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境 …… ５
　１　子どもを取り巻く現状 …… ６
　２　子育て支援の現状 …… １２
　３　アンケート調査の結果概要 …… ２０
　４　第２期に向けた課題 …… ３２

第３章　計画の基本的な考え方 …… ３３
　１　基本理念 …… ３４
　２　計画の重点的視点 …… ３５
　３　基本目標 …… ３６
　４　施策の体系 …… ３７
　５　本計画の基本目標とＳＤＧｓの関係 …… ３８

第４章　子ども・子育て支援施策の展開 …… ４１
　１　子ども・子育て支援事業計画 …… ４２
　　人口の見込み …… ４２
　　教育・保育提供区域の設定 …… ４３
　　教育・保育の量の見込みと提供体制 …… ４３
　　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み …… ４５
　　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および … ５１
　　推進に関する体制の確保
　　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 …… ５１

　２　子ども・子育て支援事業 …… ５２
　　基本目標１　子どもにとっての良質な教育・保育の提供 …… ５２
　　基本施策１　乳幼児期の教育・保育の充実 …… ５２
　　基本施策２　学校の教育環境等の整備 …… ５３

　　基本目標２　子育てを支える支援事業の充実 …… ５５
　　基本施策１　地域における子ども・子育て支援の充実 …… ５５
　　基本施策２　経済的支援の充実 …… ５６
　　基本施策３　次代の親の育成 …… ５７
　　基本施策４　家庭や地域の教育力の向上 …… ５８

　　基本目標３　子どもと親の健康を支える環境の整備 …… ５９

基本施策１　妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実 … ５９
基本施策２　学童期・思春期の保健対策の充実 …… ６１
基本施策３　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり …… ６２
基本施策４　食育の推進 …… ６３

基本目標４　子どもと親のふるさと意識の醸成 …… ６４
基本施策　　子どもと親のふるさと意識の醸成 …… ６４

基本目標５　仕事と子育ての両立の推進 …… ６５
基本施策　　ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実 …… ６５

基本目標６　子育てを支える生活環境の整備 …… ６６
基本施策１　生活環境の整備 …… ６６
基本施策２　子どもの安全の確保 …… ６７

基本目標７　特別な援助が必要な子どもや家庭への支援 …… ６８
基本施策１　児童虐待防止対策の充実 …… ６８
基本施策２　ひとり親家庭の自立支援の推進 …… ６９
基本施策３　障がい児施策の充実等 …… ７０
基本施策４　子どもの貧困の解消 …… ７１
基本施策５　特別な配慮を要する子どもや家庭への支援 …… ７２

３　施策成果指標 …… ７３

第５章　計画の推進体制 …… ７９
１　庁内推進体制 …… ８０
２　関係機関・団体や市民との連携 …… ８０
３　計画の進行管理 …… ８０

資料編 …… ８１

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景・趣旨

近年、人口の減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、女性の働き方の多様化など、子育てを取り巻く地域や家庭環境は大きく変化しており、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子どもの虐待防止、子どもの貧困対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような社会情勢の変化の中、国では子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連３法」を制定し、それに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行されました。

鯖江市においては、「子ども・子育て関連３法」に基づき、子どもたちにとってふさわしい乳幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を目指して、平成27年3月に「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの育ち　親の育ち　地域で支え合う　子育ての輪」を基本理念と定め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

子どもの健やかな成長を願い、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援などに努めるとともに、働き方のニーズの多様化を目指す「働き方改革」や「幼児教育等の無償化」など新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることを目的に、「第２期鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２　計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを図ります。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
鯖江市子ども・子育て支援事業計画（前回）					第２期　鯖江市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

３　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画（第２期）」、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画に位置づけた計画とし、今後の子育て政策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

また、本計画は子どもの貧困対策の推進に関する法律および子どもの貧困対策に関する大綱を勘案した子どもの貧困対策に関する対策にかかる市の方針としての位置づけを含むものです。

なお、本計画の策定にあたっては、鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とし、鯖江市が推進しているSDGsの理念を反映しつつ、関連する分野別計画と連携しながら計画を進めていきます。

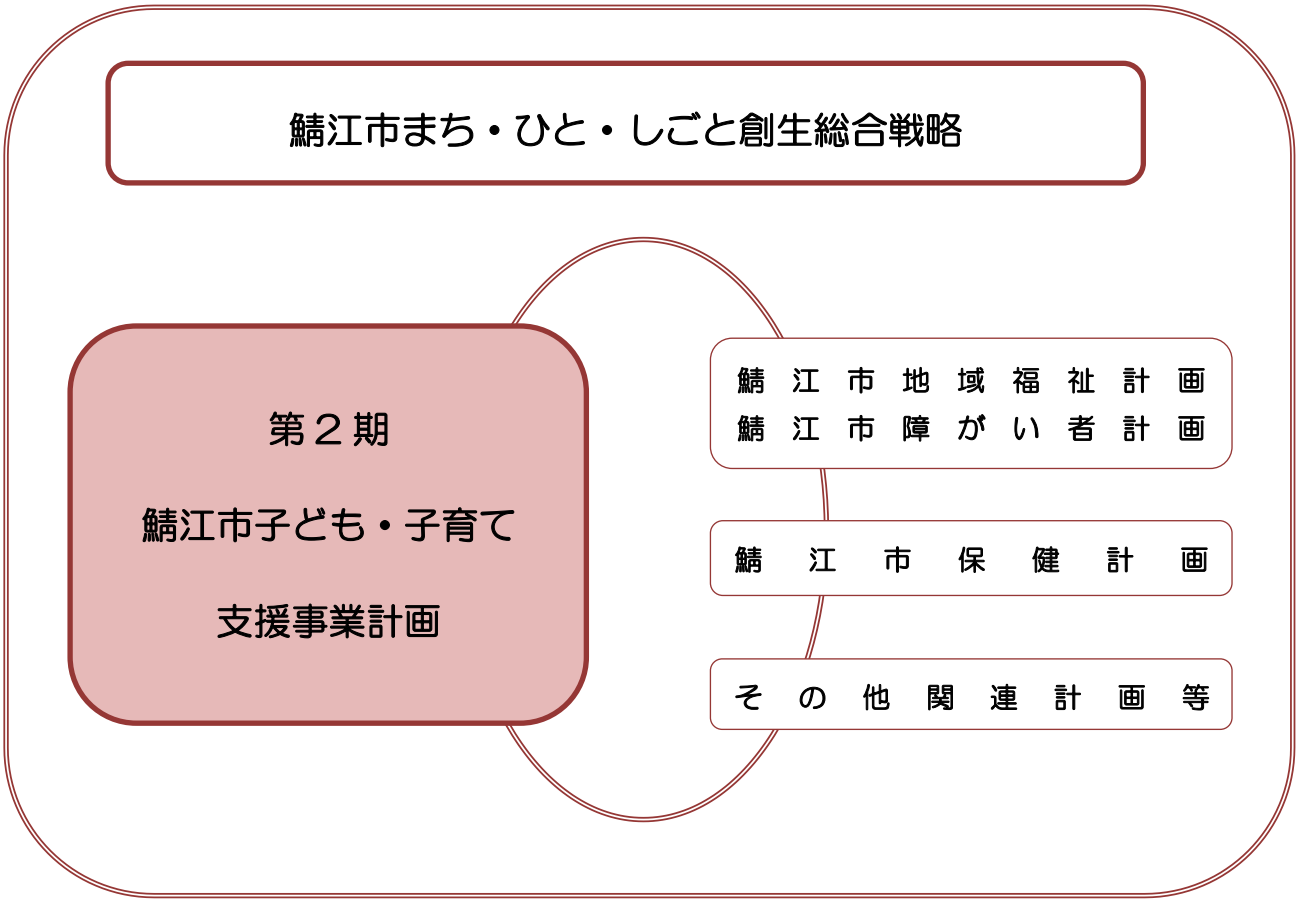

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境

1　子どもを取り巻く現状

（1）人口の推移

本市においても少子高齢化は進み、総人口も令和３年以降に減少に転じると推計されています。人口の維持に向けて、子どもを安心して生み育てることができる環境整備などの施策を充実していく必要があります。

①　総人口の推移（年齢区分別人口）

本市の総人口は、徐々に増加していますが、今後減少していくことが予測されます。

また、0～14 歳人口は平成 25 年から減少する傾向にあり、総人口に対する割合でも 10 年間で 1.2%減少しています。

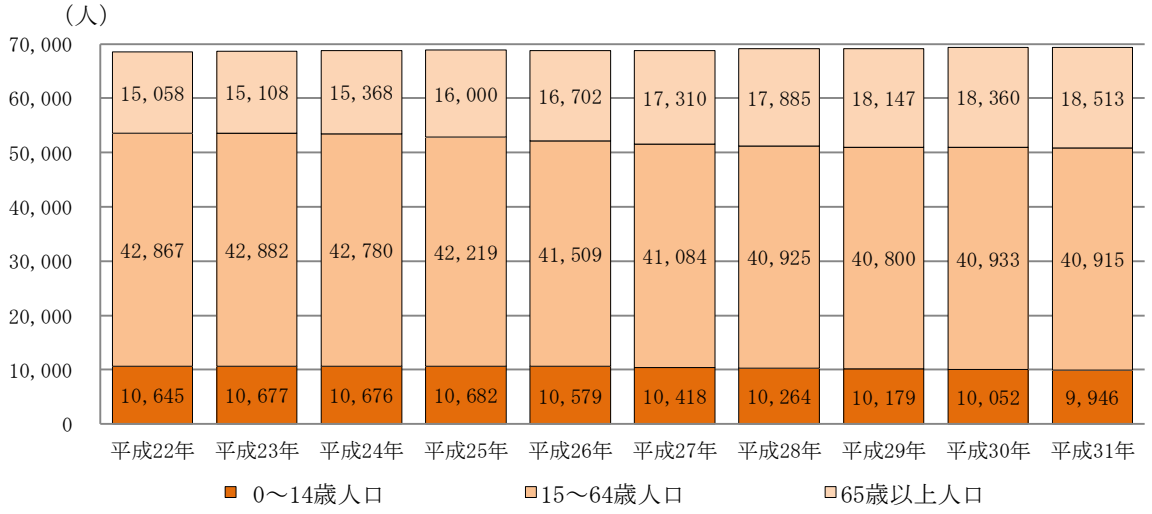

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は、未婚化・晩婚化など社会情勢変化に伴う少子化の進行などの影響により年々減少しており、今後も徐々に減少していくことが予測されます。

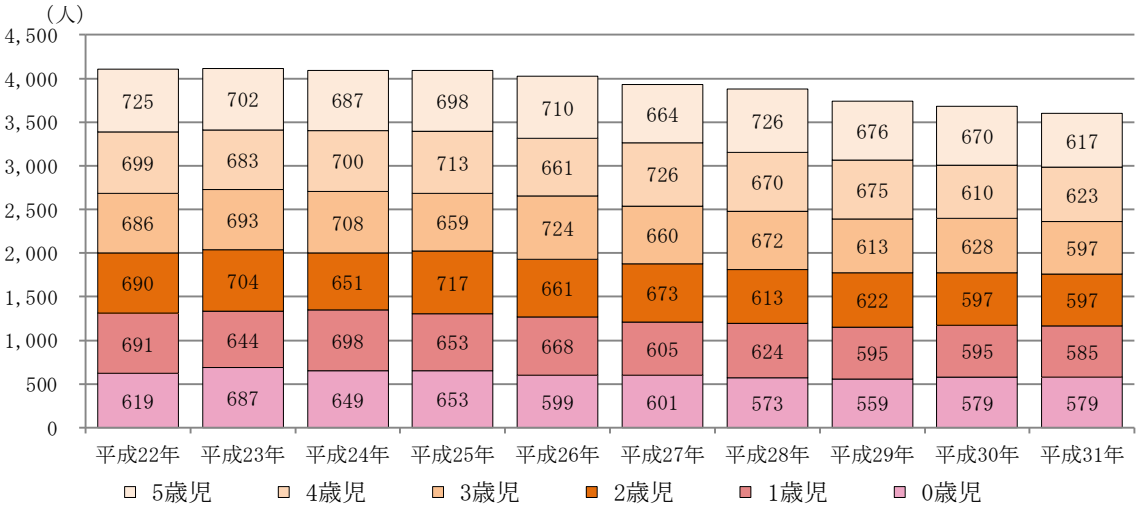

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

③ 出生数の推移

本市の出生数は、年度に変化はあるものの、減少傾向にあります。また、出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）は平成 29 年には 7.7 人と極端に低くなっており、このまま増減を繰り返しながら減少していくことが予測されます。

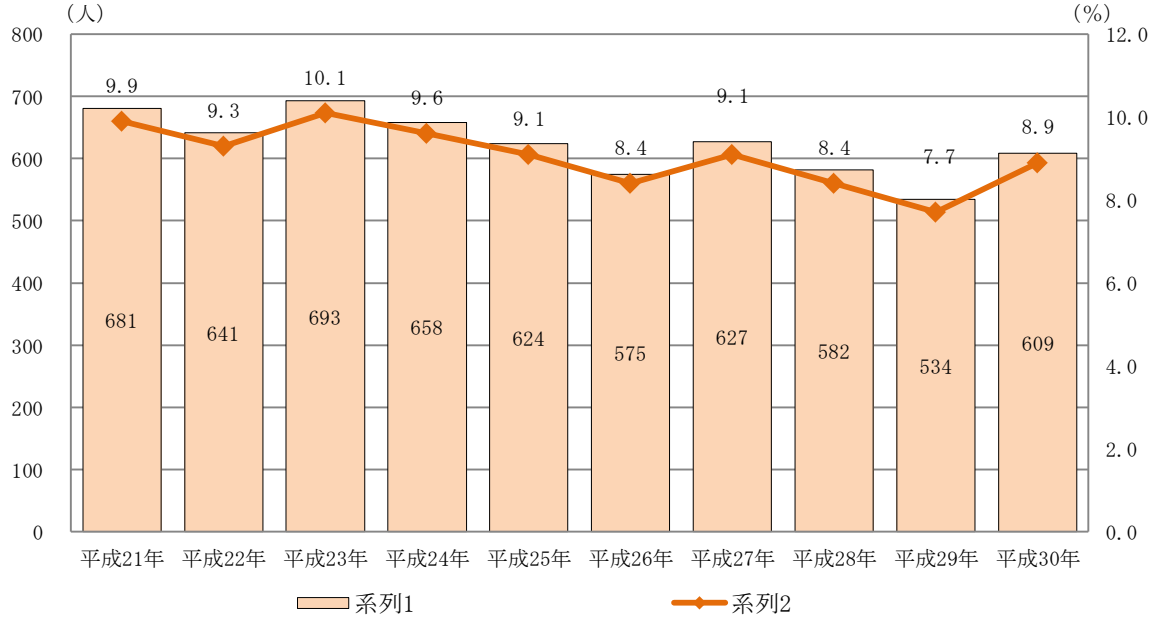

資料：県市町要覧

④ 人口動態の推移

本市の人口動態は、自然増加数は年々少なくなる傾向にあります。社会増加数は増加していますが、今後減少していくことが予測されます。

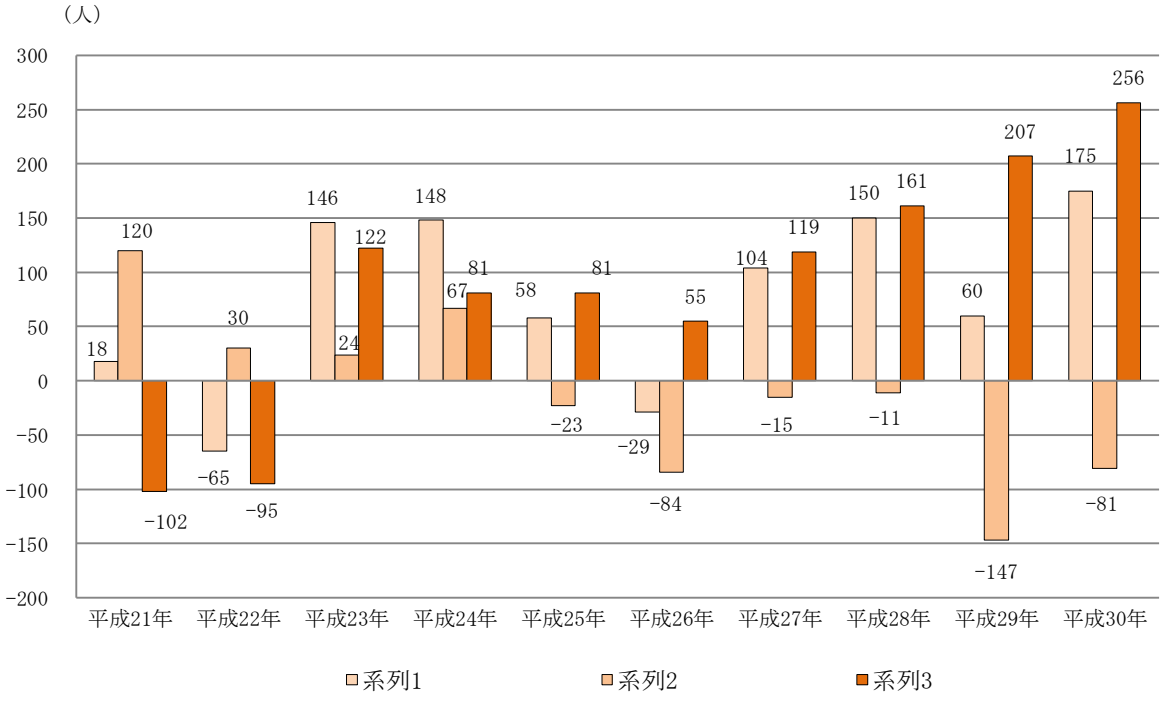

資料：県市町要覧

（２）世帯の推移

本市の世帯数は、核家族世帯の増加に伴い年々増加し、１世帯当たりの人員は年々減少しています。また、三世代同居も減少しており、子育てに関する負担を感じている家庭や子育てに対し孤立する家庭が増加することが懸念されるため、地域や社会が連携、協働していく子育て支援の８を推進していく必要があります。

また、ひとり親世帯が増加していることから、ひとり親家庭への自立に向けた取組を推進していく必要があります。

① 世帯別世帯数の推移

本市の世帯数は、核家族化の進行や単独世帯の増加に伴い年々増加する傾向にあり、今　後も核家族世帯を中心に増加し、１世帯当たりの人員は減少していくことが予想されます。

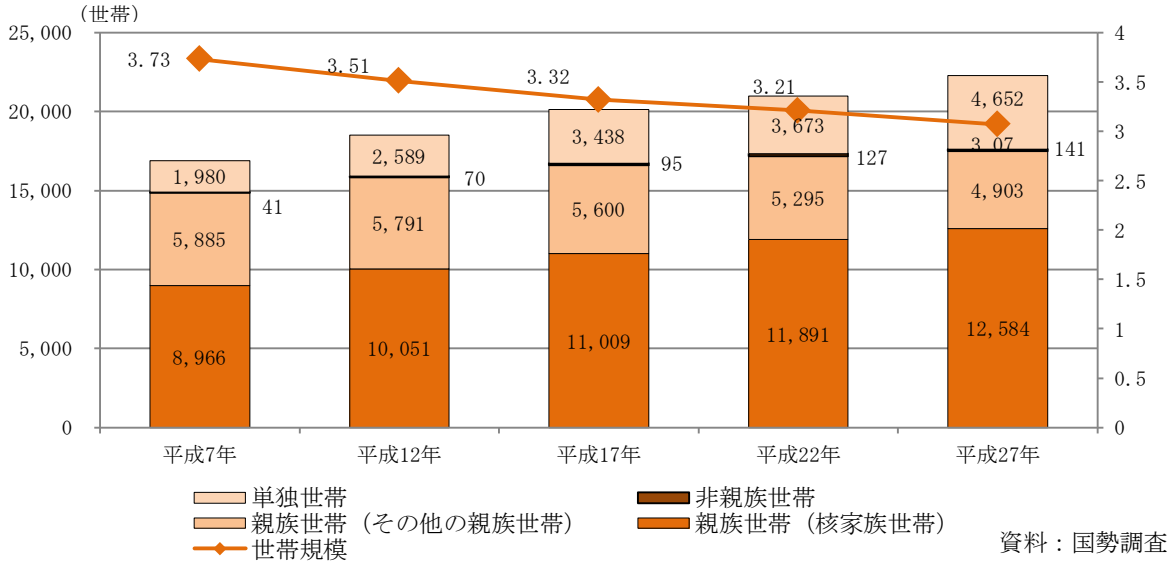

資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

本市の核家族世帯は、増加する傾向にあります。特に、母親と子ども、父親と子どもからなる世帯が今後も増加していくことが予想されます。

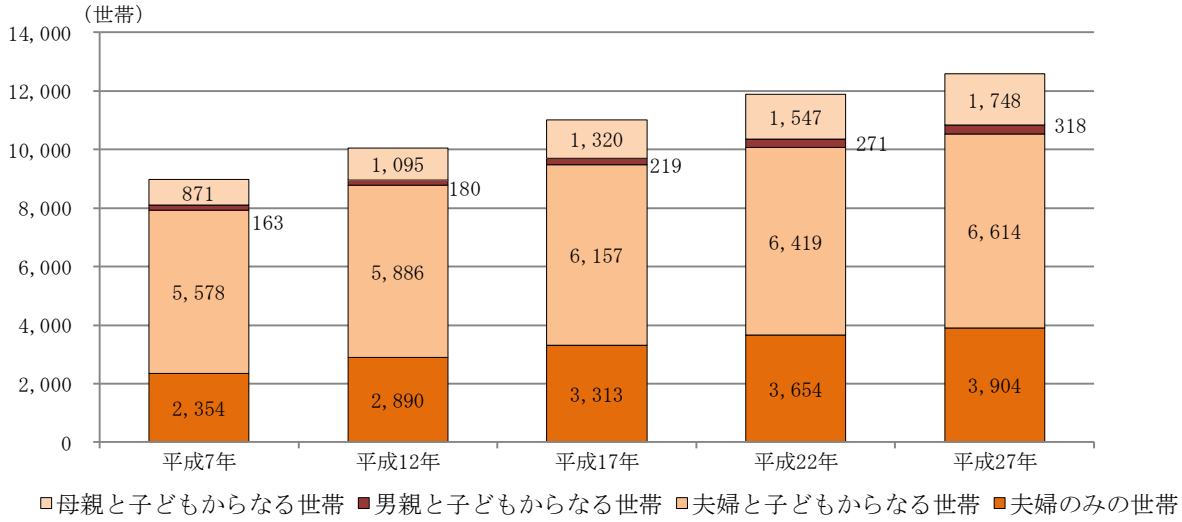

資料：国勢調査

③ ひとり親世帯（母親もしくは父親と 20 歳未満の子どもからなる世帯）の推移

本市の 20 歳未満の子どもを持つひとり親世帯は、母子および父子世帯ともに年々増加する傾向にあります。特に、母子世帯は、今後も増加していくことが予想されます。

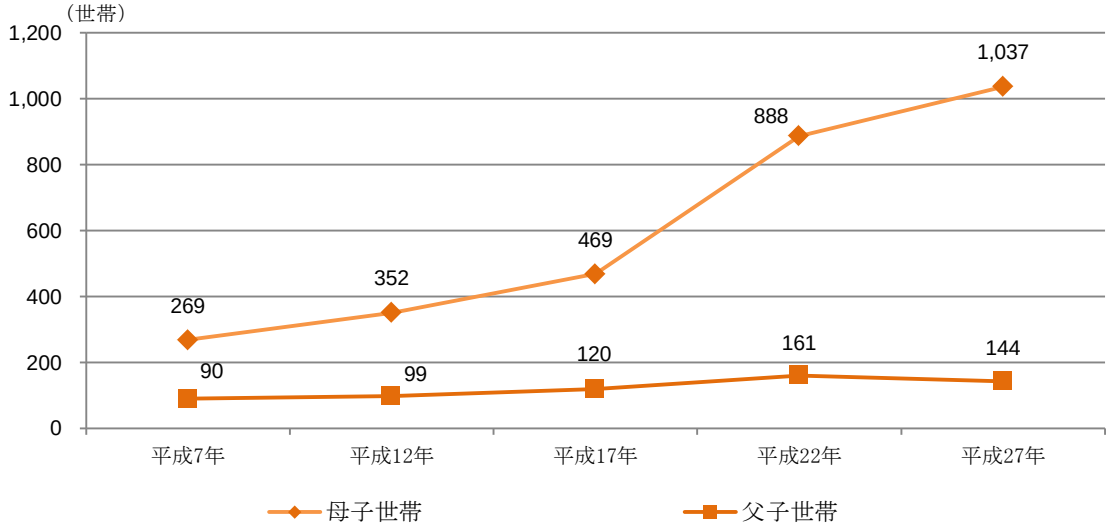

資料：国勢調査

（3） 婚姻の推移

本市の各年齢階層の未婚率を平成７年から平成 27 年の国勢調査で見ますと、各年齢階層において未婚率が高くなっているとともに、婚姻件数も減少していることから、婚育・婚活など若者が出会える場や情報の提供などの取組を推進していく必要があります。

① 年代別未婚率の推移

本市の年代別未婚率は、どの年代においても高くなる傾向にあります。特に 30 歳以降の未婚率が高くなっています。

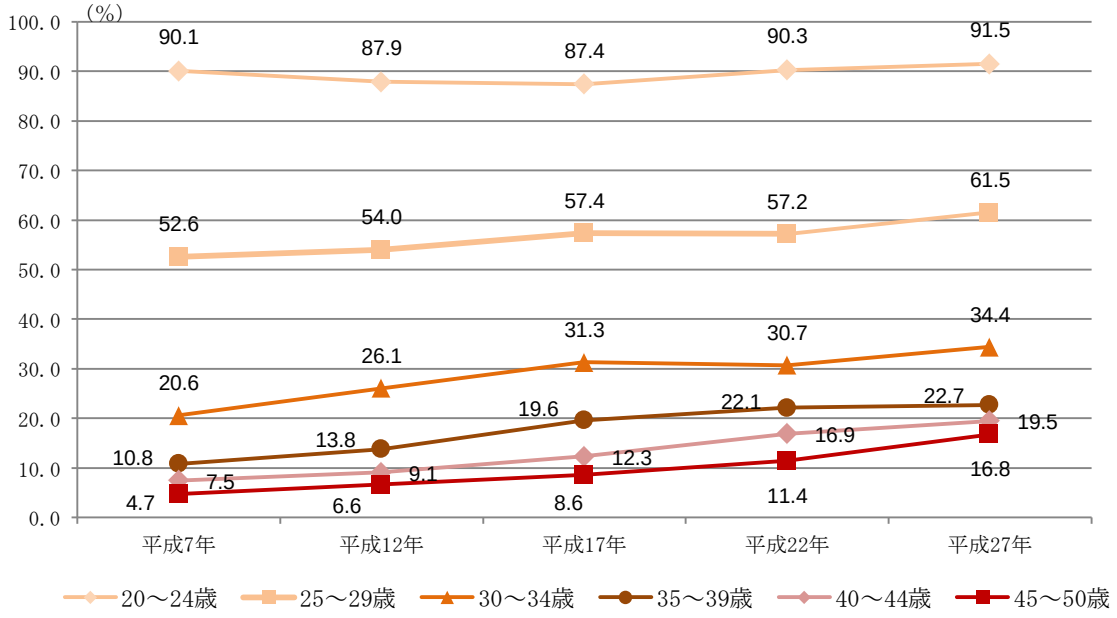

資料：国勢調査

② 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、ほぼ横ばいで推移をしています。今後晩婚化・未婚化の進行に伴い年々減少すると予測されます。

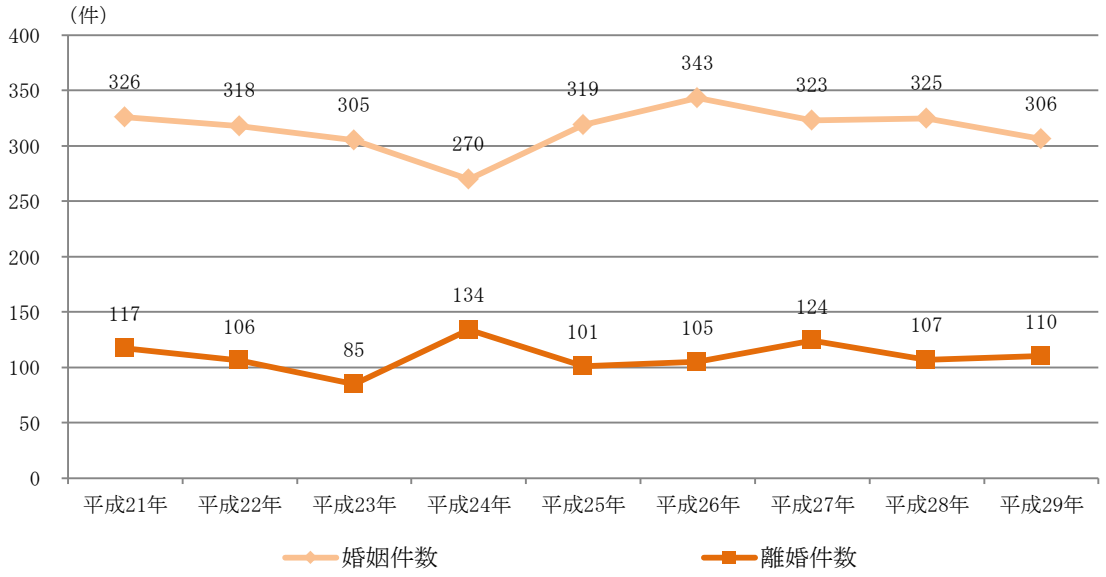

資料：県衛生統計年報

（4）就業状況

仕事と子育ての両立ができるようなワーク・ライフ・バランスの取組や企業に対し働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

① 労働力率（生産年齢人口（15 歳から 65 歳未満））の推移

本市の労働力率は、県と同様に男性の労働力率が徐々に低下する傾向にあります。

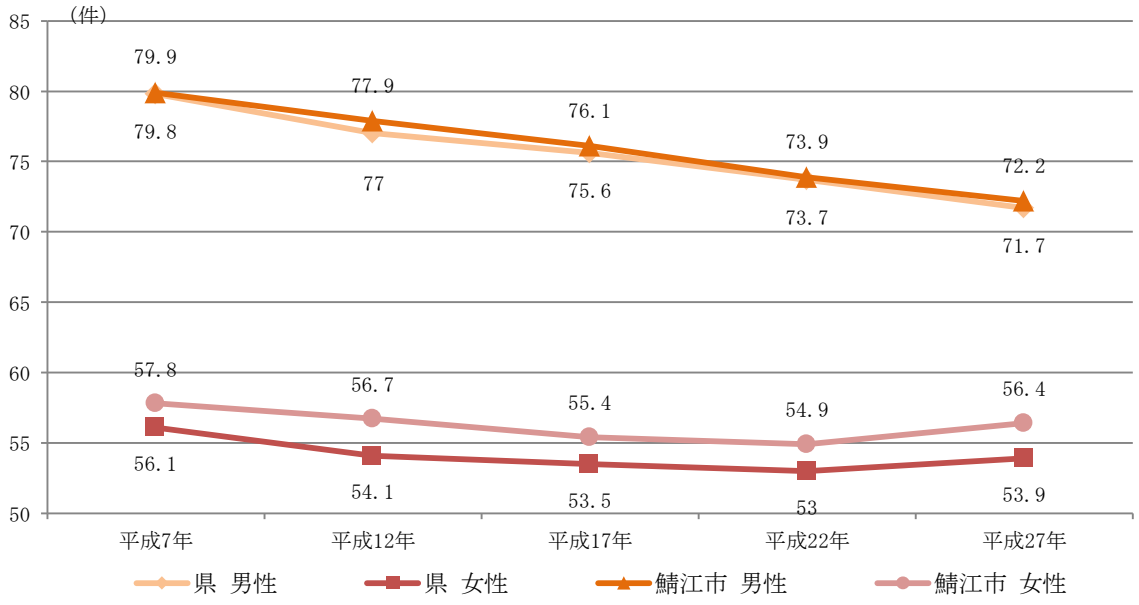

資料：国勢調査

② 共稼ぎ率の推移

本市の共稼ぎ率は県をやや上回っていますが、年によって増減はありますがほぼ横ばいの傾向にあります。

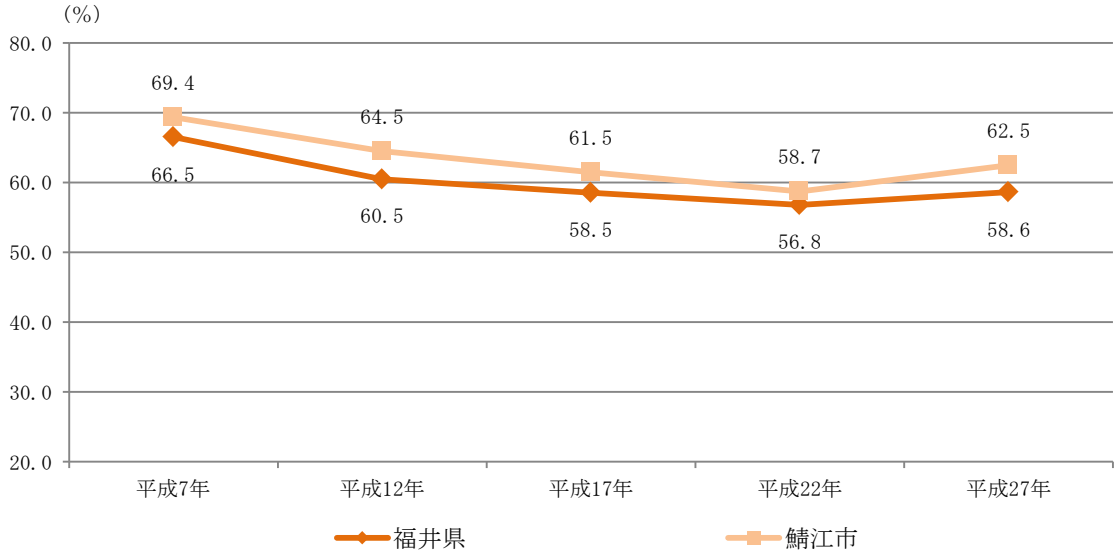

資料：国勢調査

③ 女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率は、25 歳以降年々高くなっており、50 代以降は平成 22 年に比べると大幅に高くなっています。

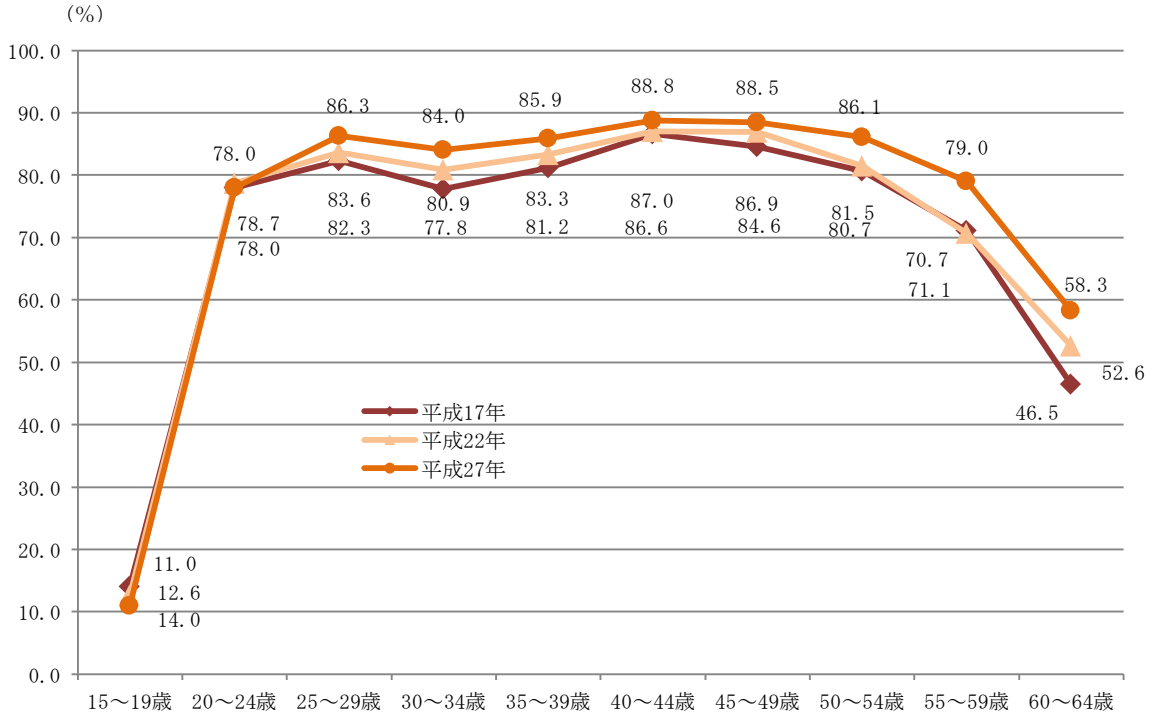

資料：国勢調査

２　子育て支援の現状

（１）教育・保育の現状

①　１号認定の児童数の推移

１号認定（幼稚園・認定こども園短時部利用）の児童数は、平成 21 年の 477 人をピークに減少に転じ、この 10 年で約 200 人減少しています。

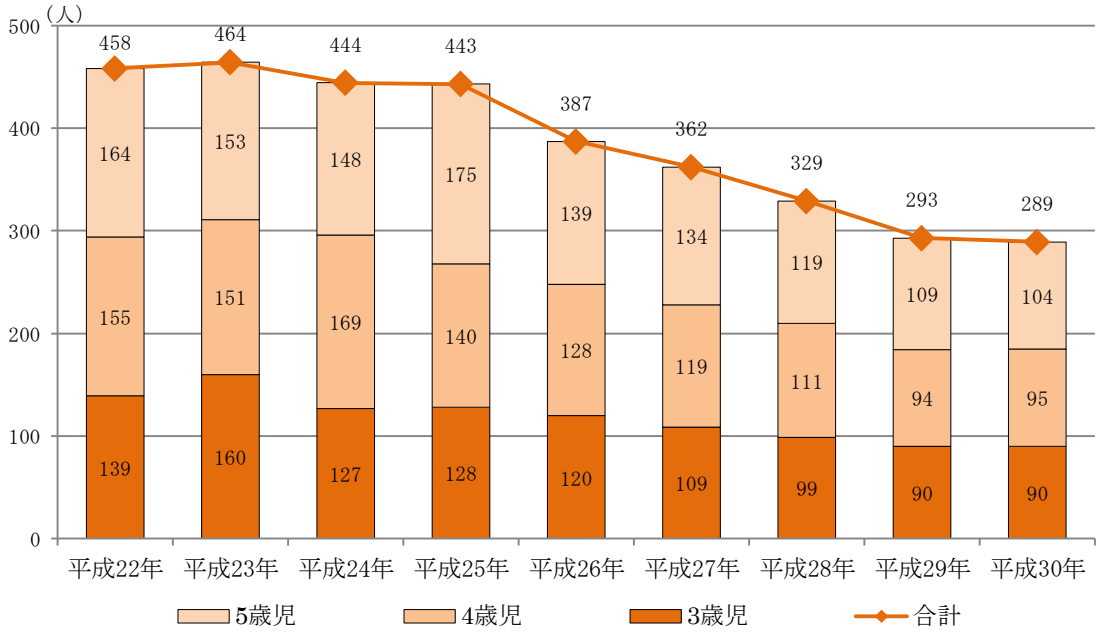

資料：保育・幼児教育室

②　２号認定の児童数の推移

２号認定（保育所（園）・認定こども園長時部利用）の児童数は、就学前人口が年々減少していく中、平成 28 年度まで増加傾向にあり、その後減少に転じています。

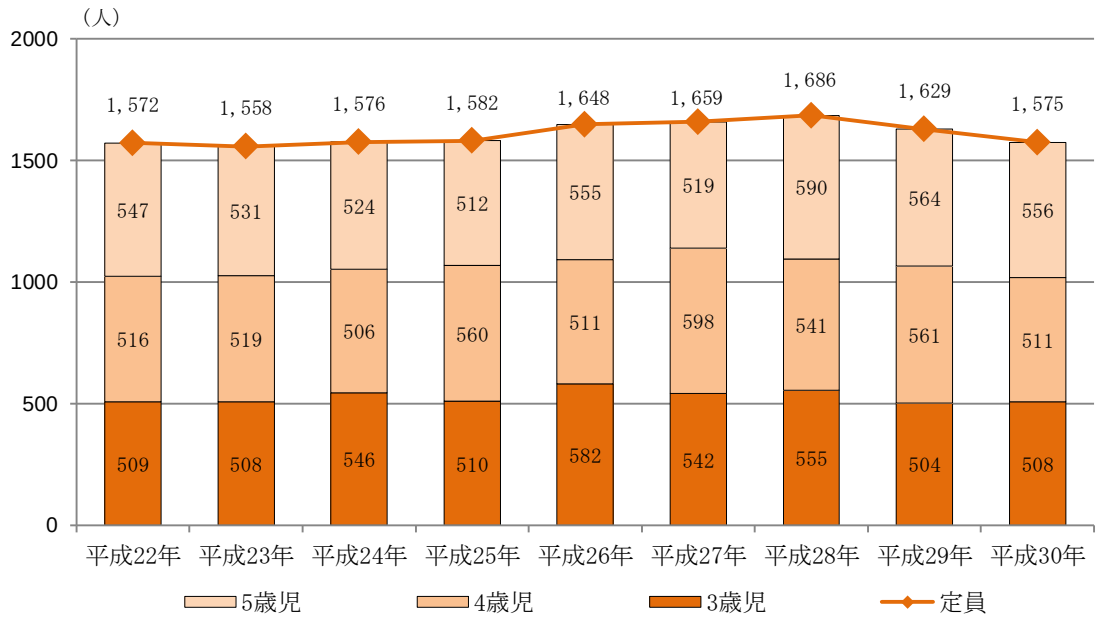

資料：保育・幼児教育室

③ ３号認定の児童数の推移

３号認定（保育所（園）・認定こども園長時部利用）の児童数は、就学前人口が年々減少していく中、増加傾向にあり、この 10 年で 185 人増加しています。

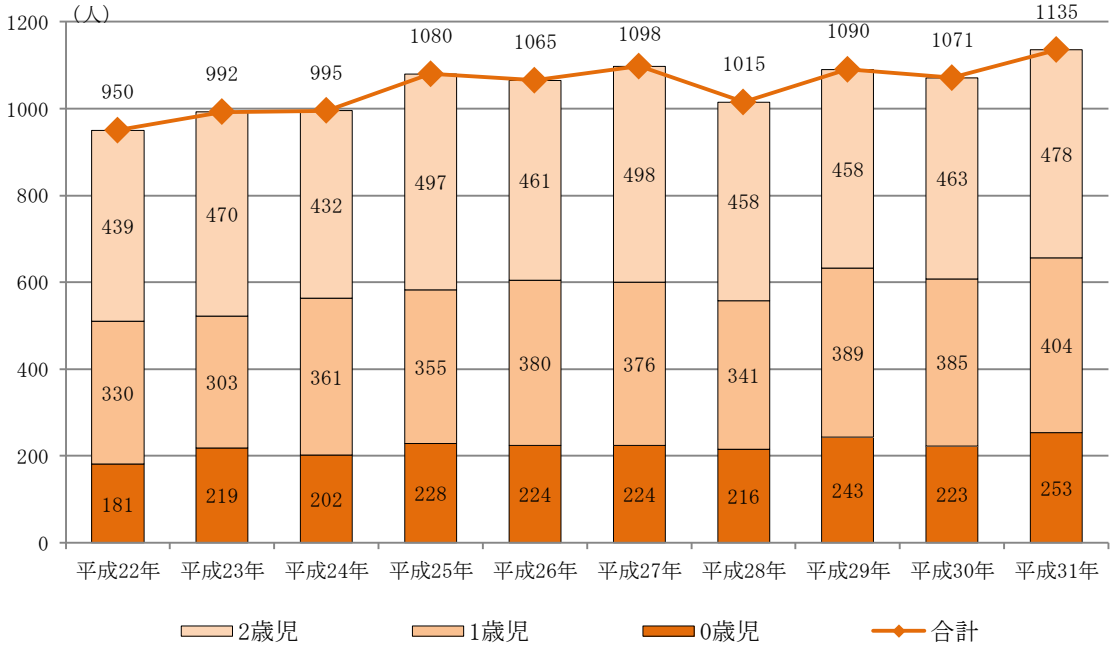

資料：保育・幼児教育室

（２）子育て支援の現状

本市では、鯖江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもの健やかな育ち、また、親としての育ちへの支援を社会全体で支え合う社会実現を目指しながら、さまざまな子育て支援事業を進めてきました。しかし、女性活躍や核家族化の進行、就労環境が変化しているなど子育てを取り巻く環境は厳しさを増していることから、子育て支援事業の充実が求められています。

① 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育）は、市内の公立施設９か所、私立施設１３か所で実施しています。年間の実利用児童数は、概ね 700 人前後で推移しています。

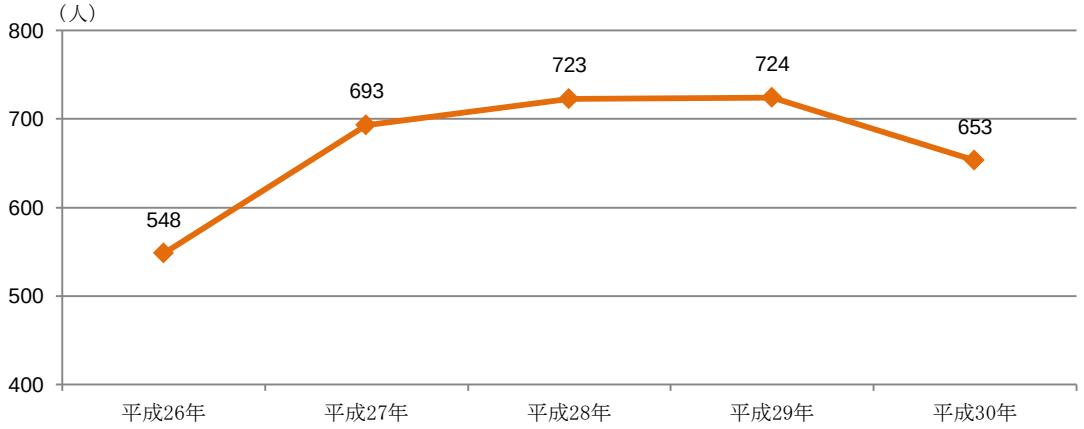

資料：保育・幼児教育室

② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、市内の児童センター15か所、小学校４か所、地区公民館２か所、私立保育園８園のほか社会福祉法人など３か所で実施しており、昼間保護者の方などが家にいない小学校１年生から６年生を対象としています。

放課後児童クラブの登録者数は、年々増加傾向にあります。

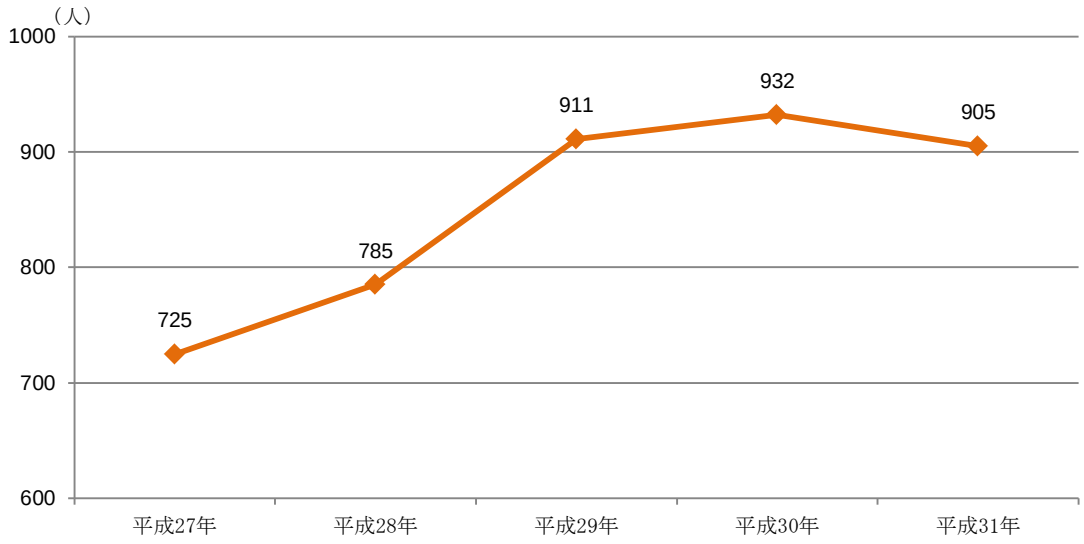

資料：子育て支援課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援の預かりは、市内の養護施設１か所と福井市内の１か所で実施しています。ショートステイの年間の利用児童数は、核家族化の増加や保護者の就労等の状況により大きく変動しています。

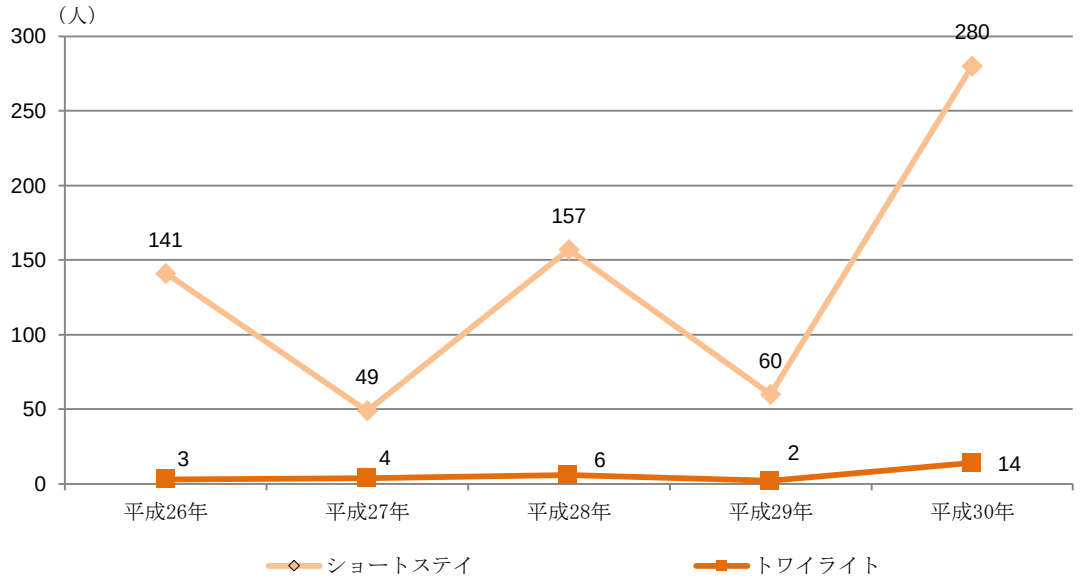

資料：子育て支援課

④ 地域子育て支援拠点事業

本市では、子育て支援センターを拠点施設として、地域の子育てネットワーク委員会や子育て活動団体と連携、協働して子育て支援事業を行っています。地域で行っている子育て講座参加数は、乳幼児数の減少や３歳未満児の保育所等への入園の増加などの影響もあり減少傾向にあります。

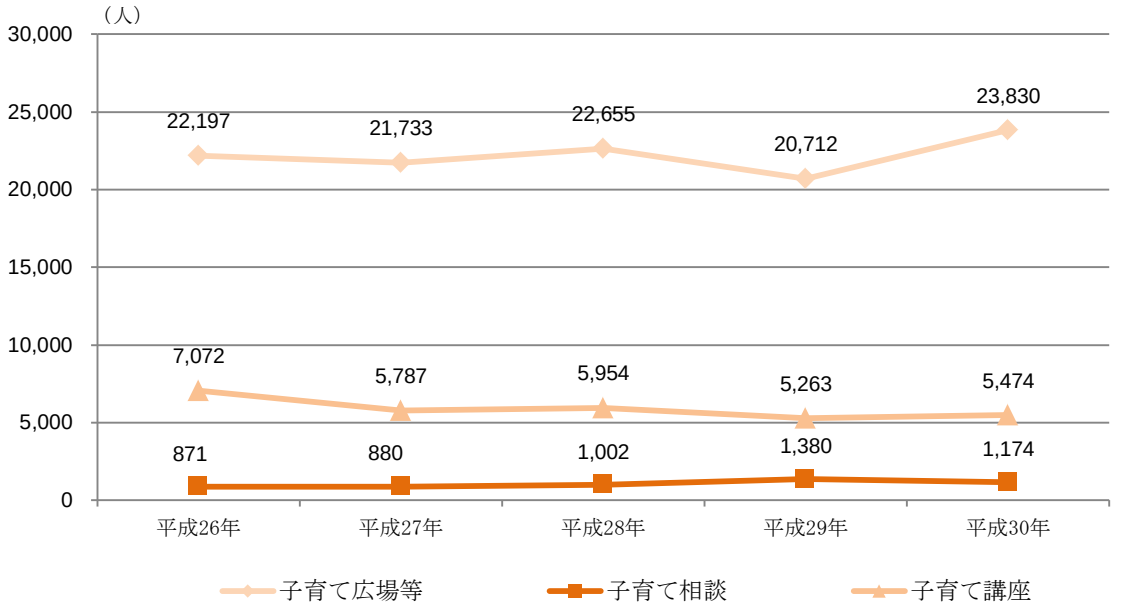

資料：子育て支援課

⑤ 預かり保育

小学校区内に保育施設がない片上幼稚園と北中山幼稚園で預かり保育を実施しています。なお、年間の延べ利用園児数は、片上幼稚園が減少傾向にあるものの北中山幼稚園は増加傾向にあります。

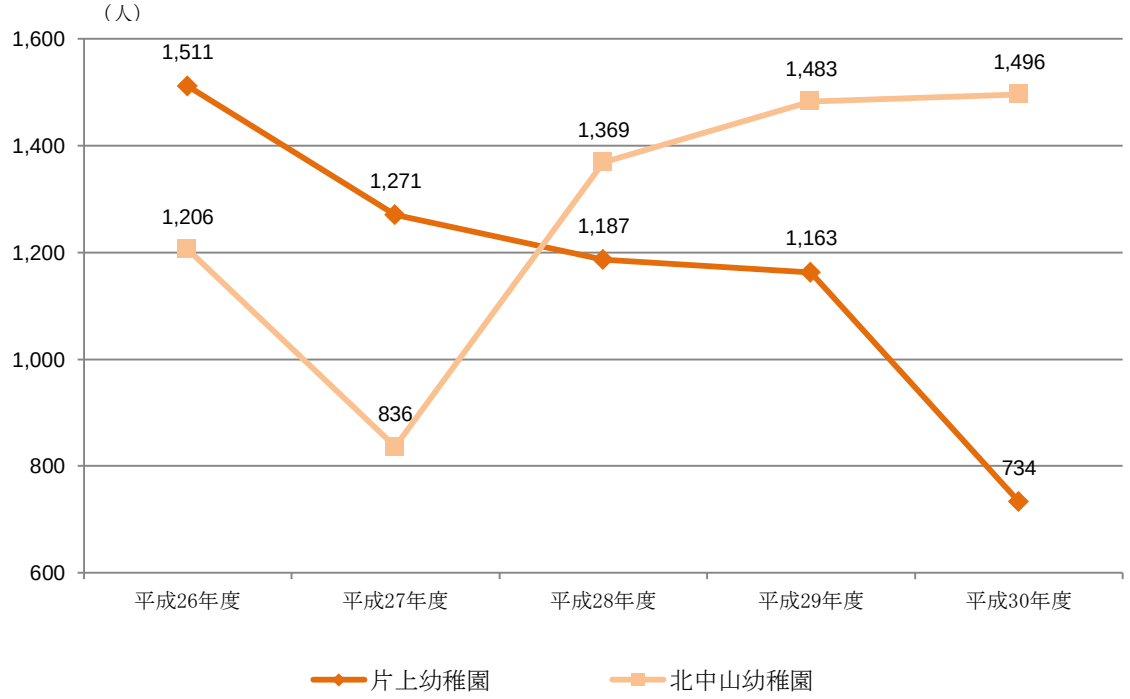

資料：保育・幼児教育室

⑥ 一時預かり

・年間延べ利用園児数の推移

保育所（園）および認定こども園における一時預かりは、市内の公立施設３か所、私立施設 12 か所で実施しています。年間の延べ利用児童数は、年々減少傾向にあります。

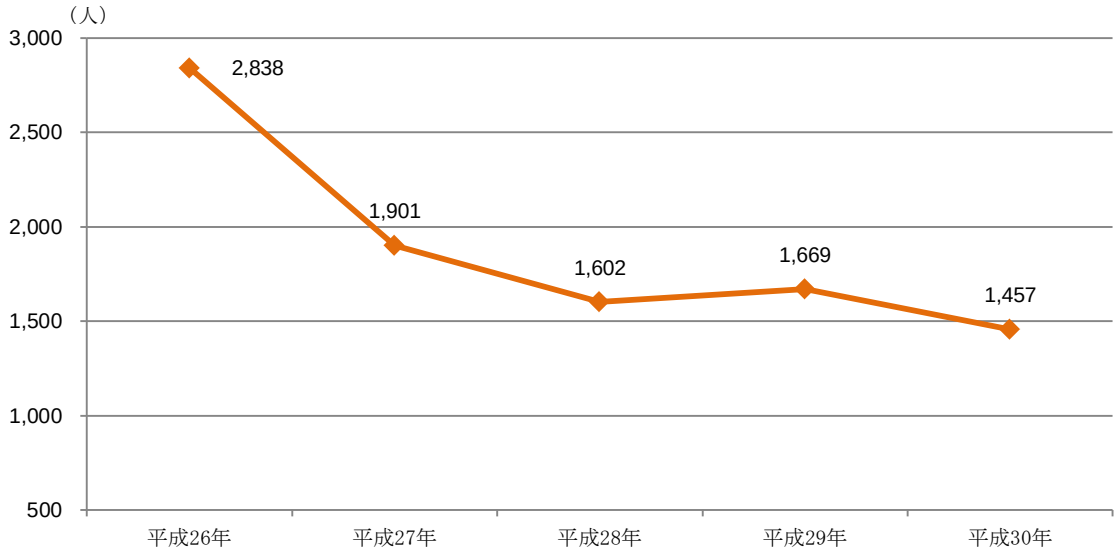

資料：保育・幼児教育室

・すみずみサポート事業における年間延べ利用児童数の推移

すみずみサポート事業による一時預かりは、市内の事業所で３か所、越前市の事業所２か所で実施しています。核家族化の増加により家事支援が年々増加傾向にあります。

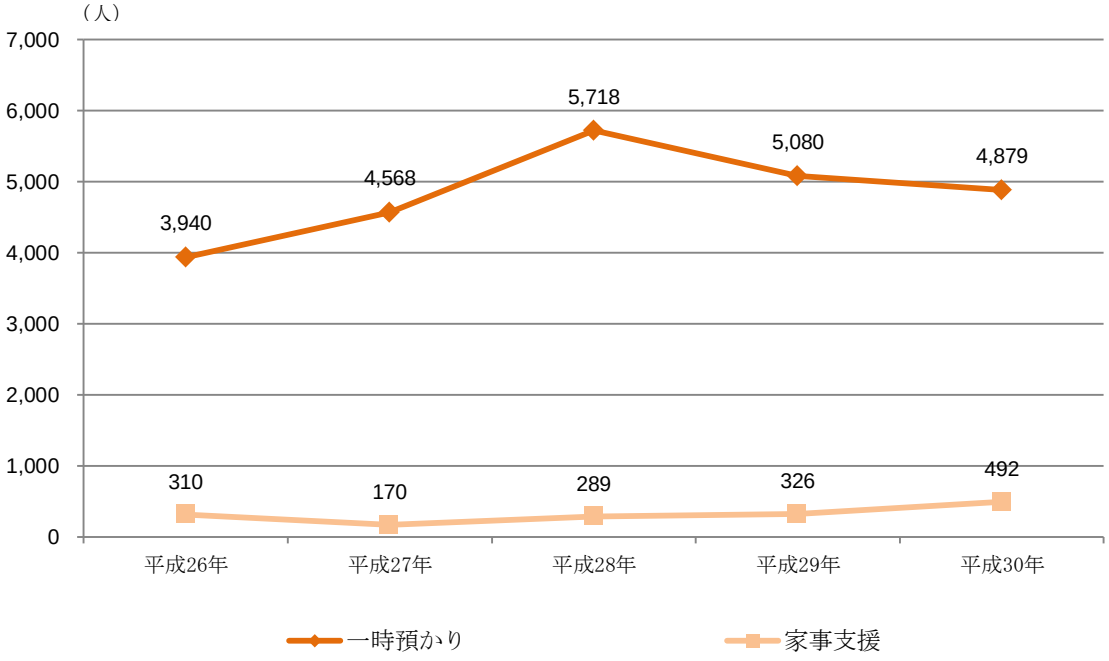

資料：子育て支援課

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、市内の病院２か所で実施しています。なお、年間の延べ利用児童数は、年度によってバラつきがあるものの、概ね増加傾向にあります。

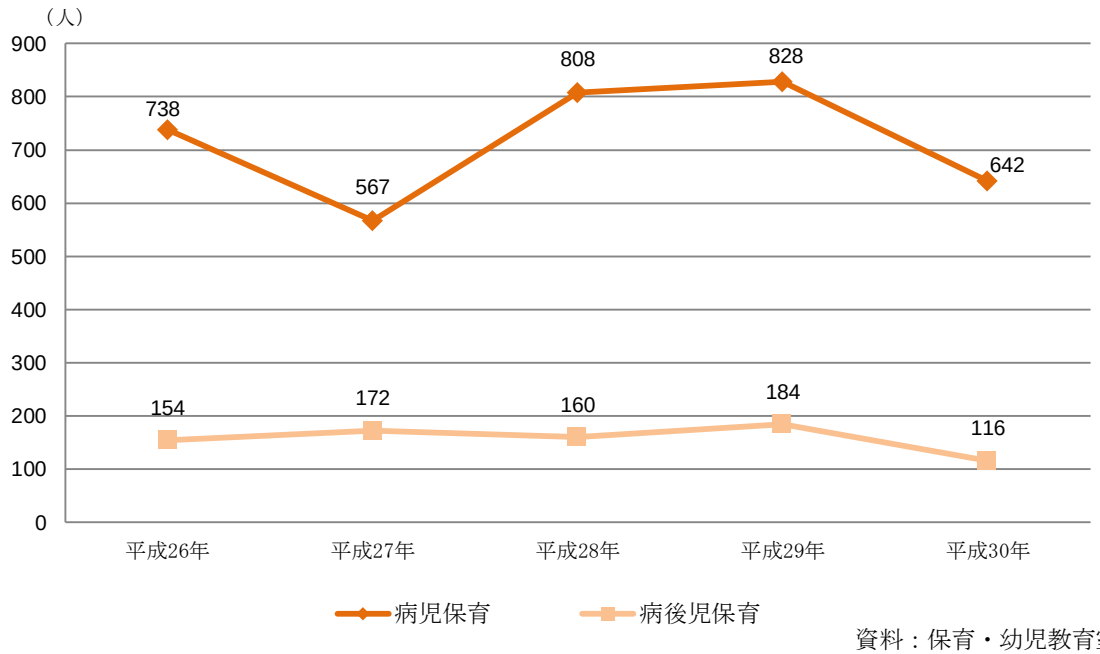

資料：保育・幼児教育室

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、出産された家庭を生後４か月までの間に訪問し、子育てに関する情報提供などを行っているもので、訪問率はほぼ 100%となっています。

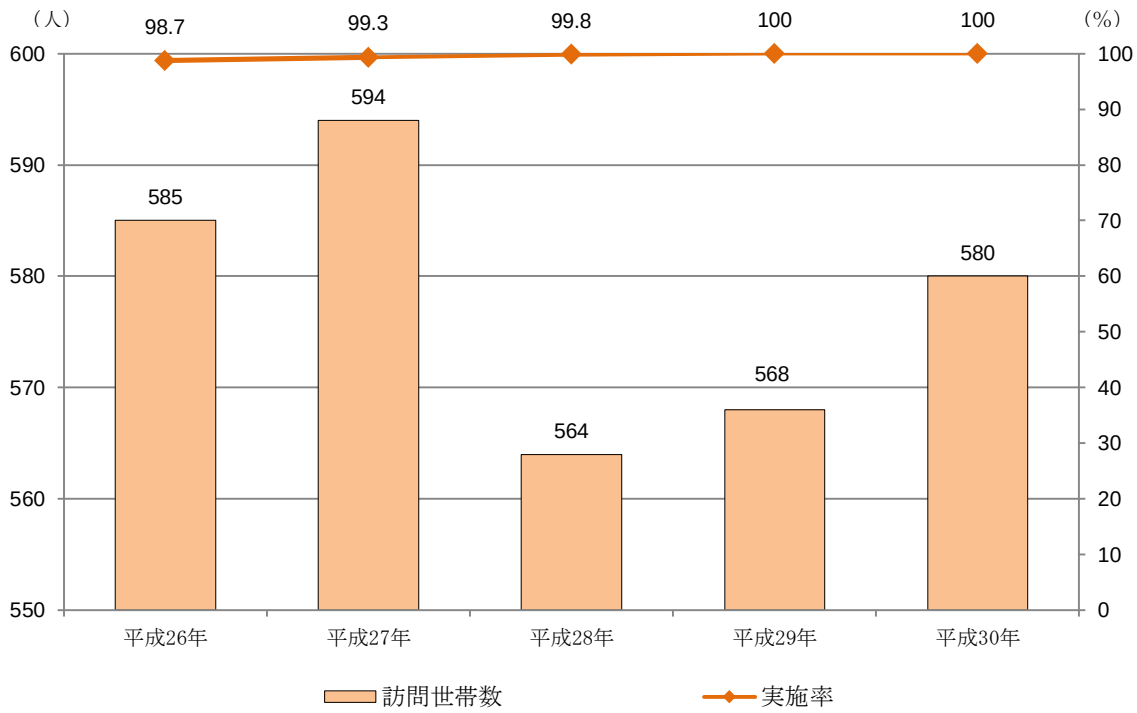

資料：健康づくり課

⑨ 育児支援訪問事業

育児支援訪問事業は、支援が特に必要と思われる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言のほか必要な支援を行っています。複数回の訪問が必要とされる育児支援家庭は増加傾向にあります。

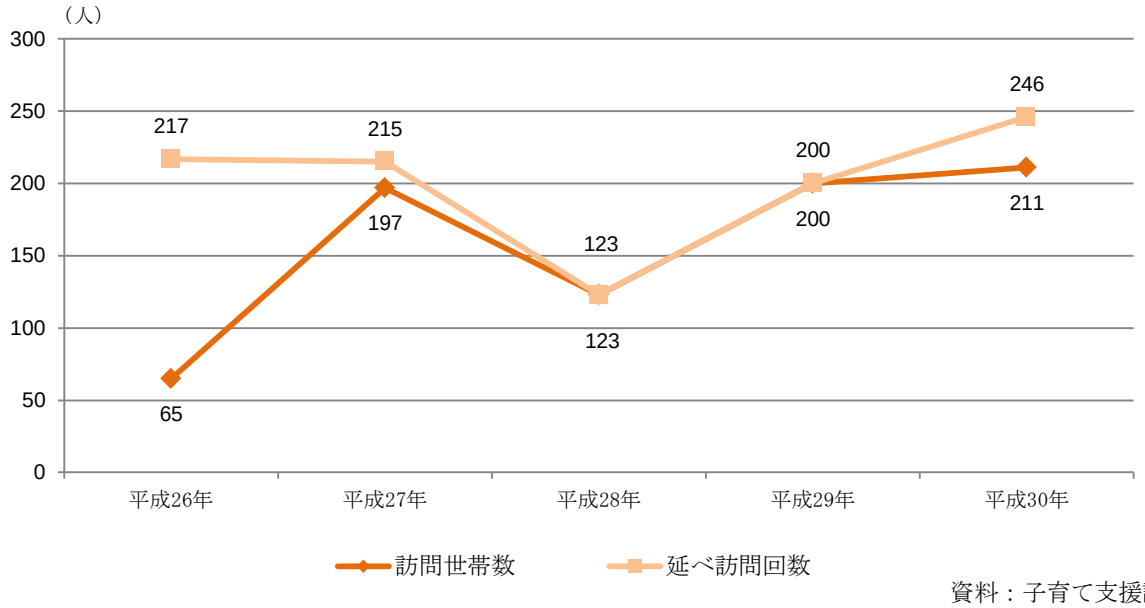

資料：子育て支援課

⑩ 要保護児童対策地域協議会

本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報を共有し連携強化を図り、児童虐待等の予防・対応を行うとともに、児童に関する相談窓口を設置し保護者の悩みや相談に対応しています。相談・児童虐待の件数は横ばいで推移しています。

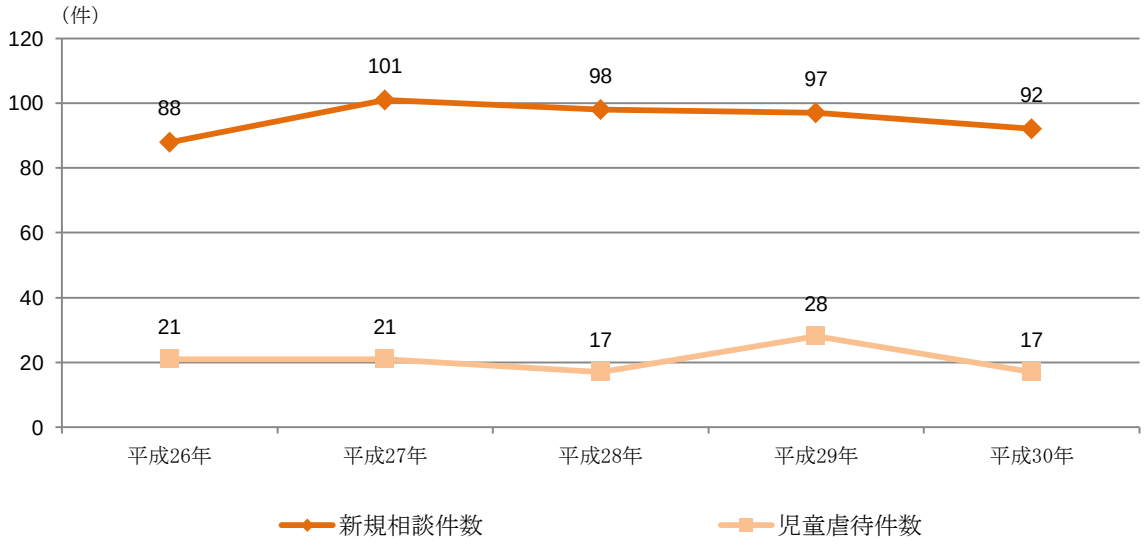

資料：子育て支援課

⑪　福祉手当支給事業

ひとり親家庭で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18歳到達年度末）を養育する人に手当を支給しています。対象者は減少傾向にあります。

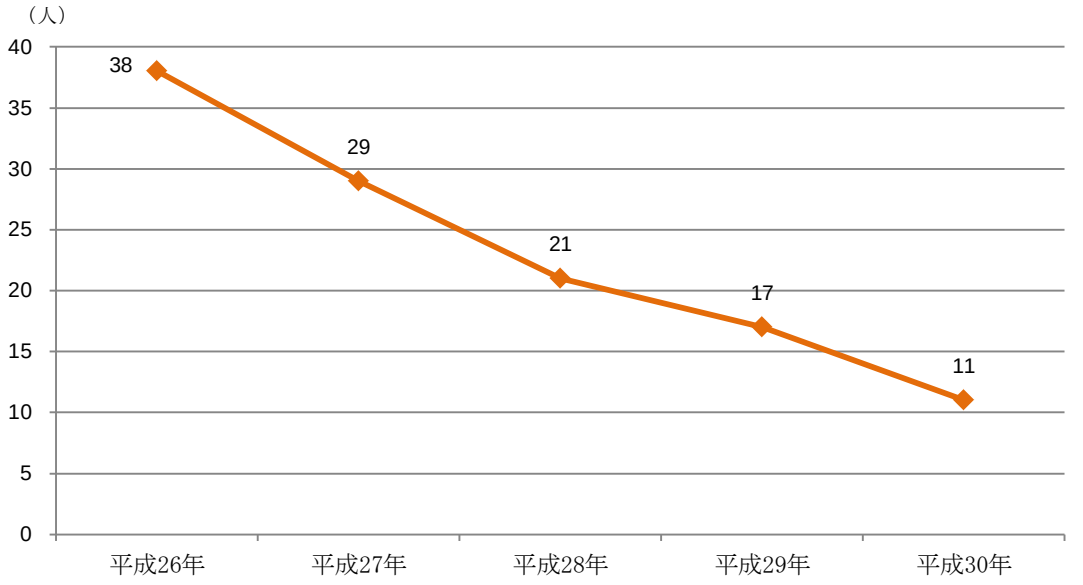

資料：子育て支援課

⑫　要・準要保護児童援助事業

経済的な理由により小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の負担に困っている世帯に対し、費用の一部を援助しています。対象者はほぼ横ばいで推移しています。

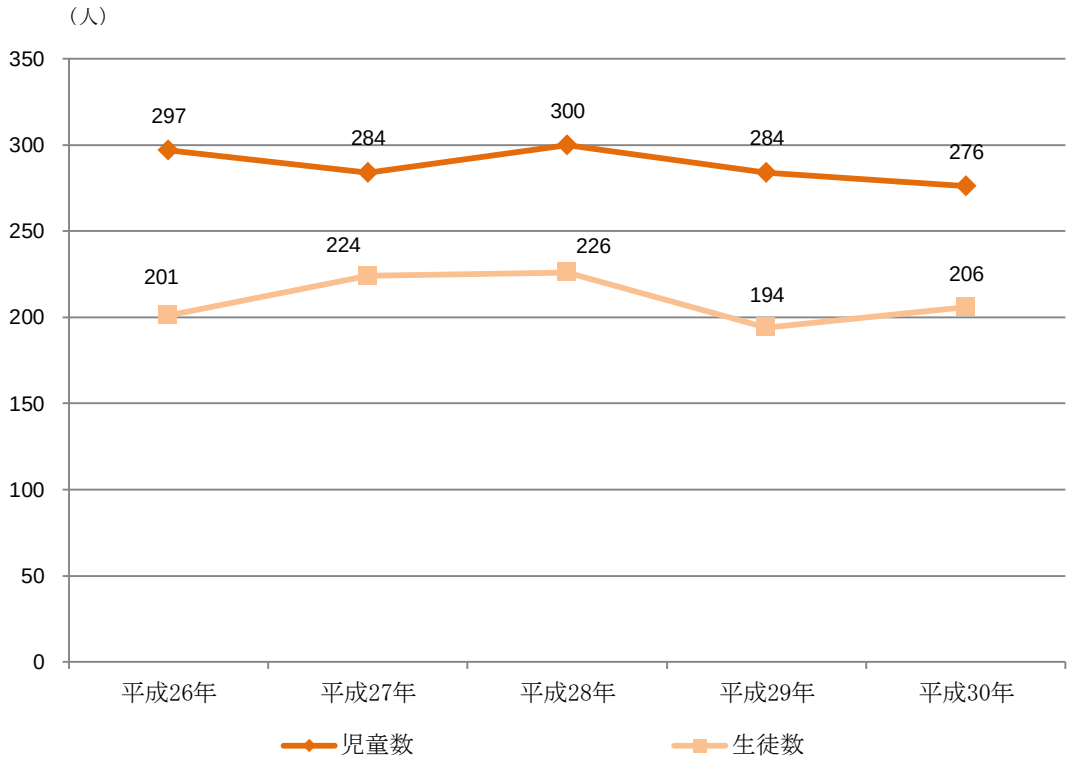

資料：学校教育課

３　アンケート調査の結果概要

（１）調査の概要

「子ども・子育て支援法」に基づく「第２期鯖江市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て生活の実態や就労状況、子育て支援に関する要望や意見を把握するために、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要は、以下のとおりです。

① 調査対象

就学前児童（小学校入学までの子ども）がいる保護者　　１，１００人
小学生の子どもがいる保護者　　９００人

② 調査期間

平成３０年１２月４日～１２月２１日

③ 実施方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況（有効回答）

回収数　小学校入学までの子どもがいる保護者　　５４８件・４９.６％
　　小学生の子どもがいる保護者　　４９１件・５４.２％

（２）調査結果

① 世帯における子どもの数

きょうだいの数は、「2人」が最も多く、就学前で51.5%、小学生で46.6%となっています。次いで就学前で「1人」、小学生では「3人」となっています。平成25年の調査と比較しますと、「3人以上」が増加しており、「1人」が減少しています。

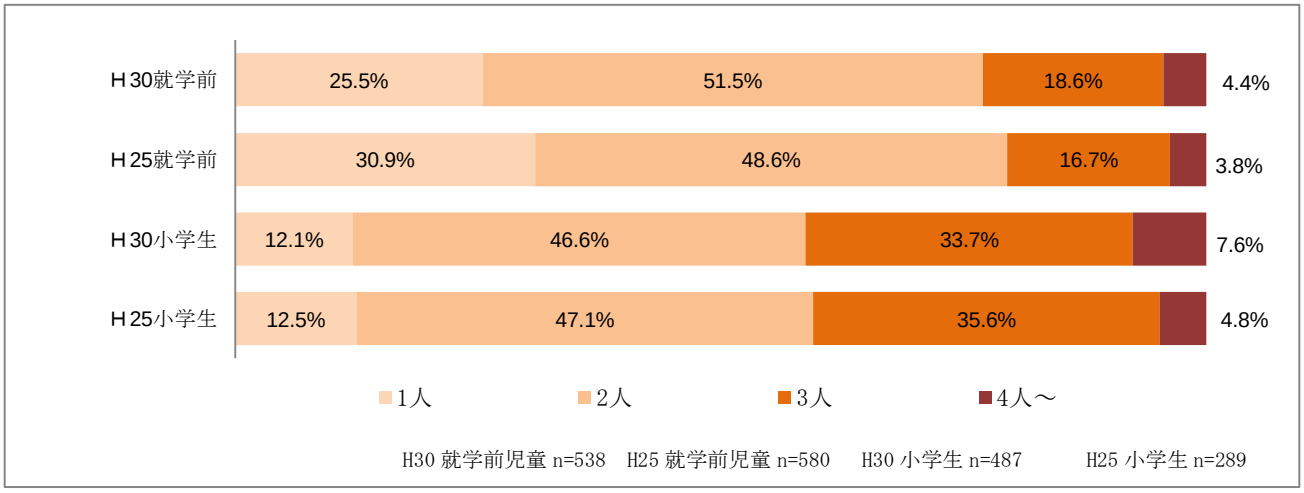

② 同居・近居

「親と同居」の核家族世帯は就学前児童51.5%、小学生41.3%と最も多く、平成25年の調査と比べて就学前児童が大きく増えています。また「親・祖父母と同居」が平成25年の調査と比べて減少しており、核家族化が進んでいます。

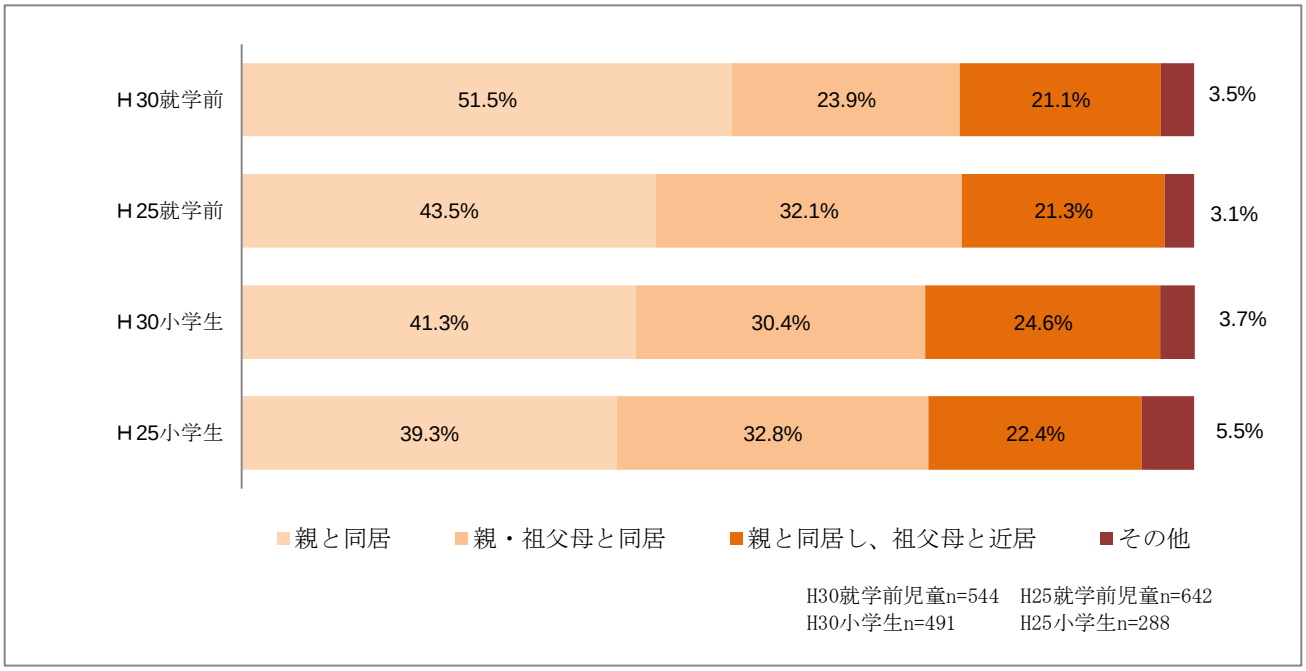

③ 子どもの身の回りの世話を主にしているもの

子どもの身の回りの世話を主にしている者については、「主に母親」が53.7%、次いで「父母ともに」が44.5%となっています。平成25年の調査と比較すると、「主に祖父母」の割合が2.7%減少しています。

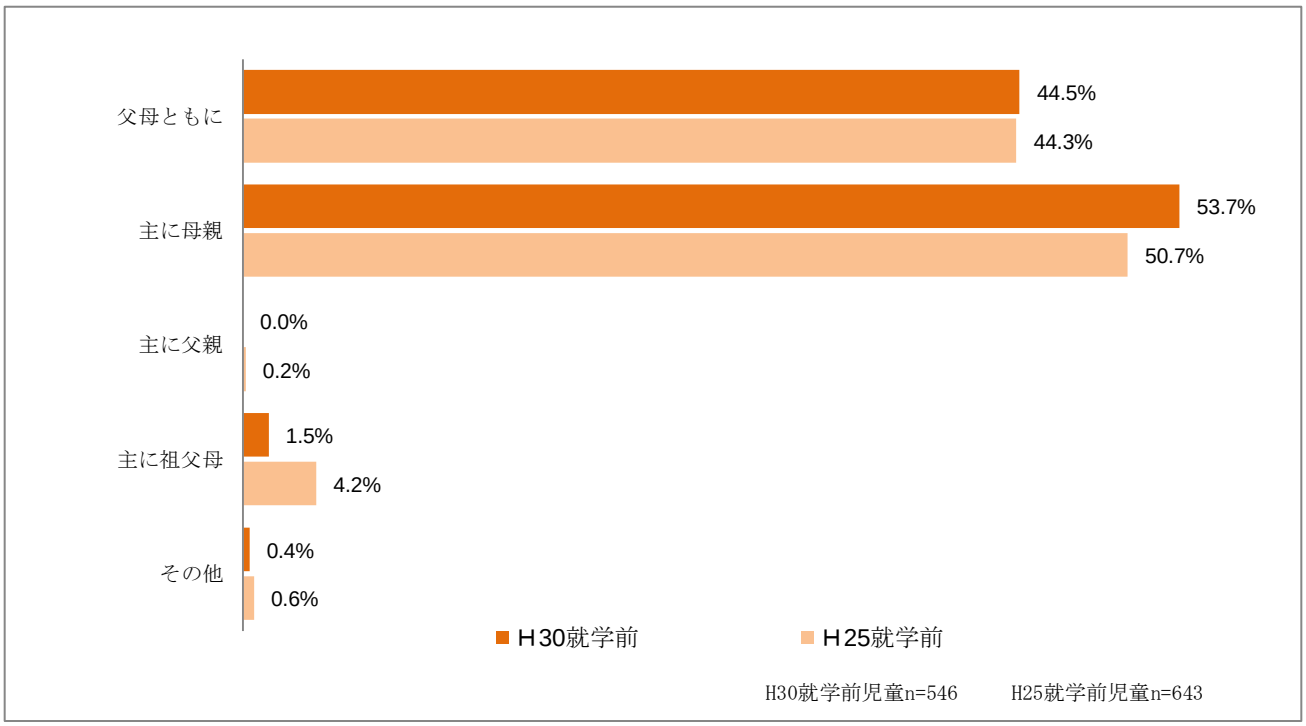

④ 子育てと仕事の両立

・母親、父親の就労状況

父親の就労状況は、はぼ「フルタイム」になっています。

母親の就労状況は、「フルタイム」あるいは「フルタイム・育休等」と答えた割合が就学前では49.4%、小学生では48.2%となっており、次いで「パート」あるいは「パート・育休等」が就学前で32.8%、小学生で42.4%となっています。

また、以前は就労していたが現在は就労していないと答えた母親の割合が、平成25年の調査と比較すると減少しています。

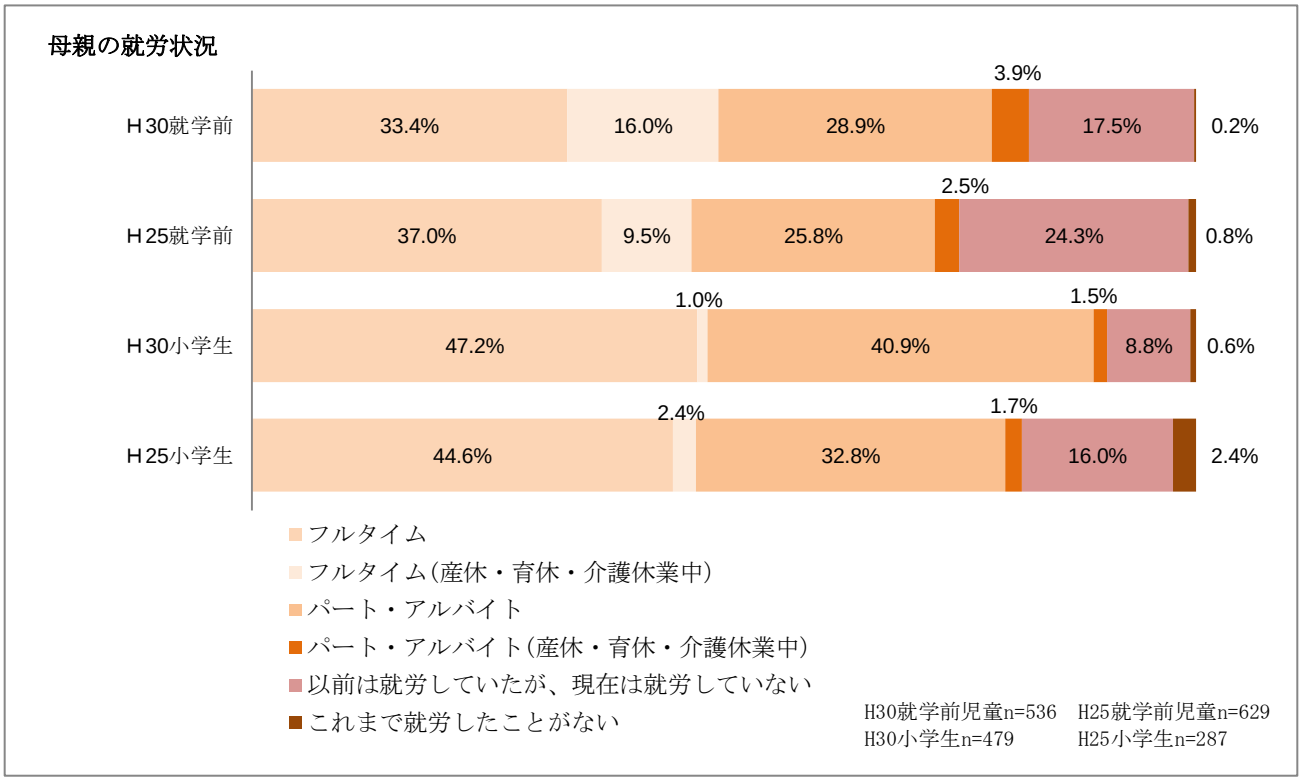

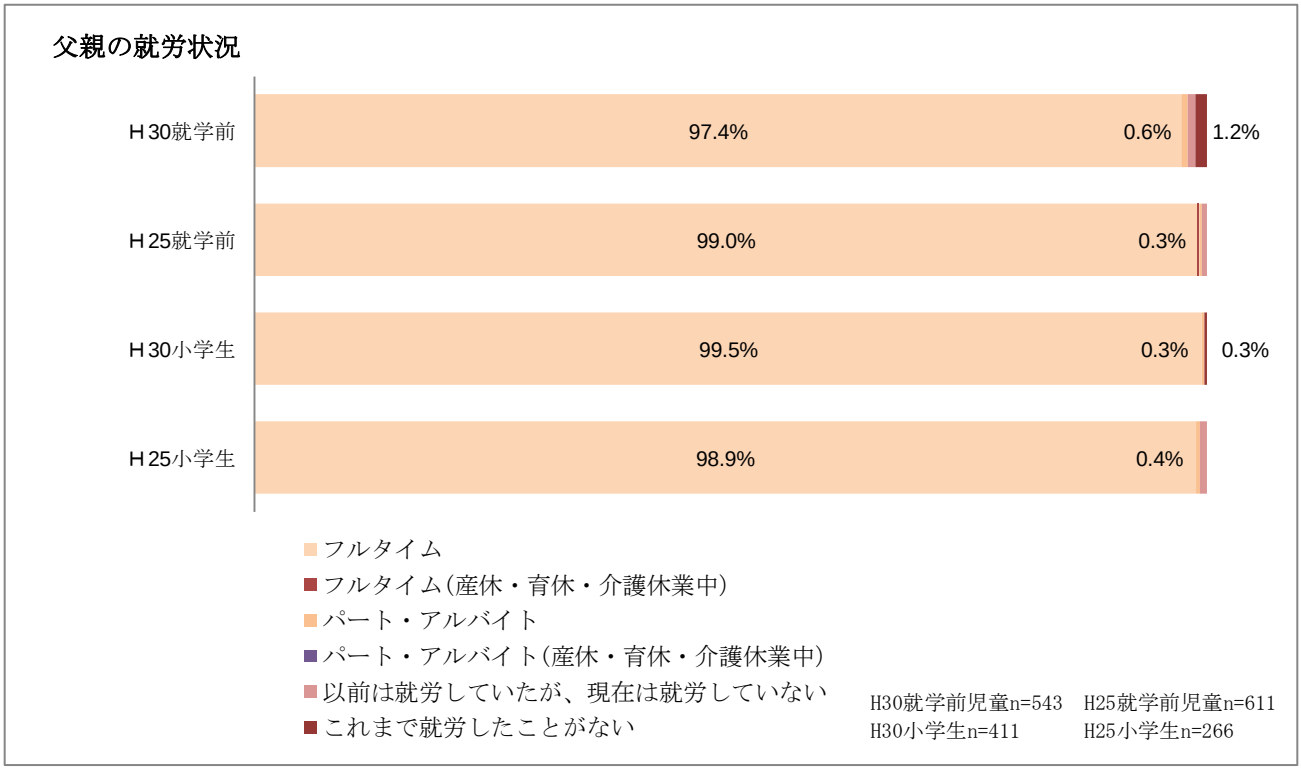

・育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について「取得した（取得中である）」と回答した割合は、母親59.9%、父親2.5%となっており、平成25年の調査と比較すると増加しています。

取得しなかった理由については、母親の場合「子育てや家事に専念するため退職した」が29.1%と平成 25 年の調査と比較すると増加しています。なお、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった」については平成 25 年の調査と比較すると減少しています。

父親の場合、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が平成 25 年の調査と比較すると増加しています。

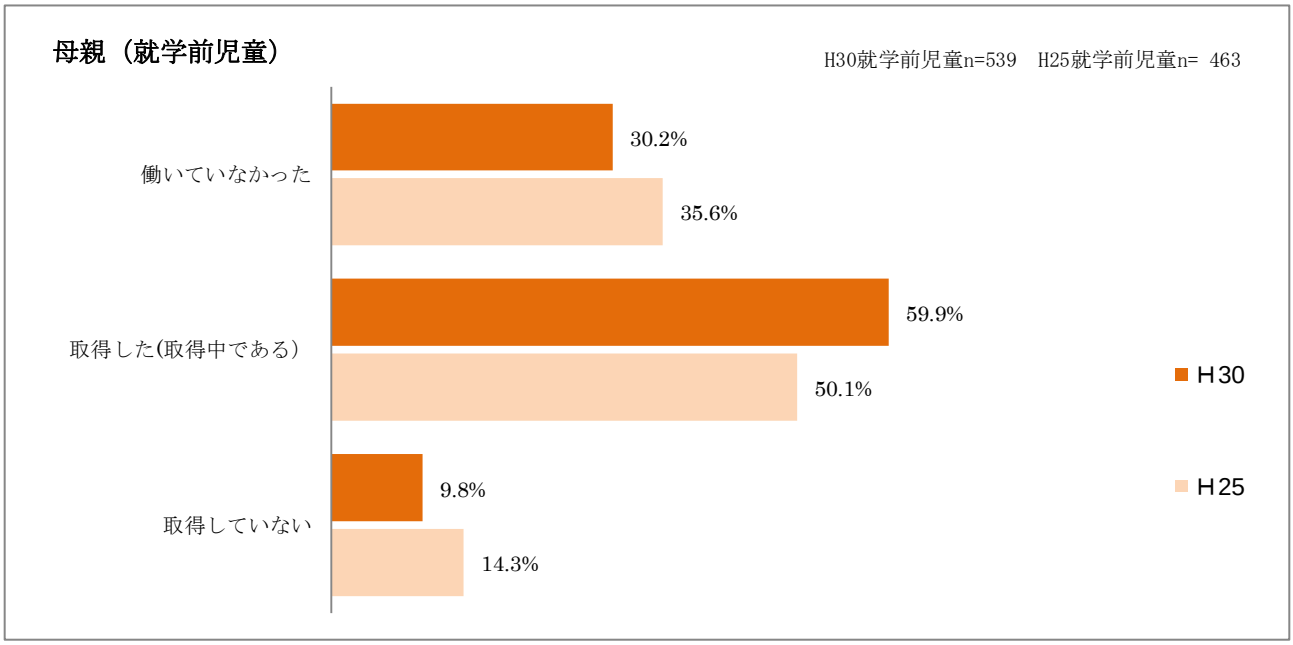

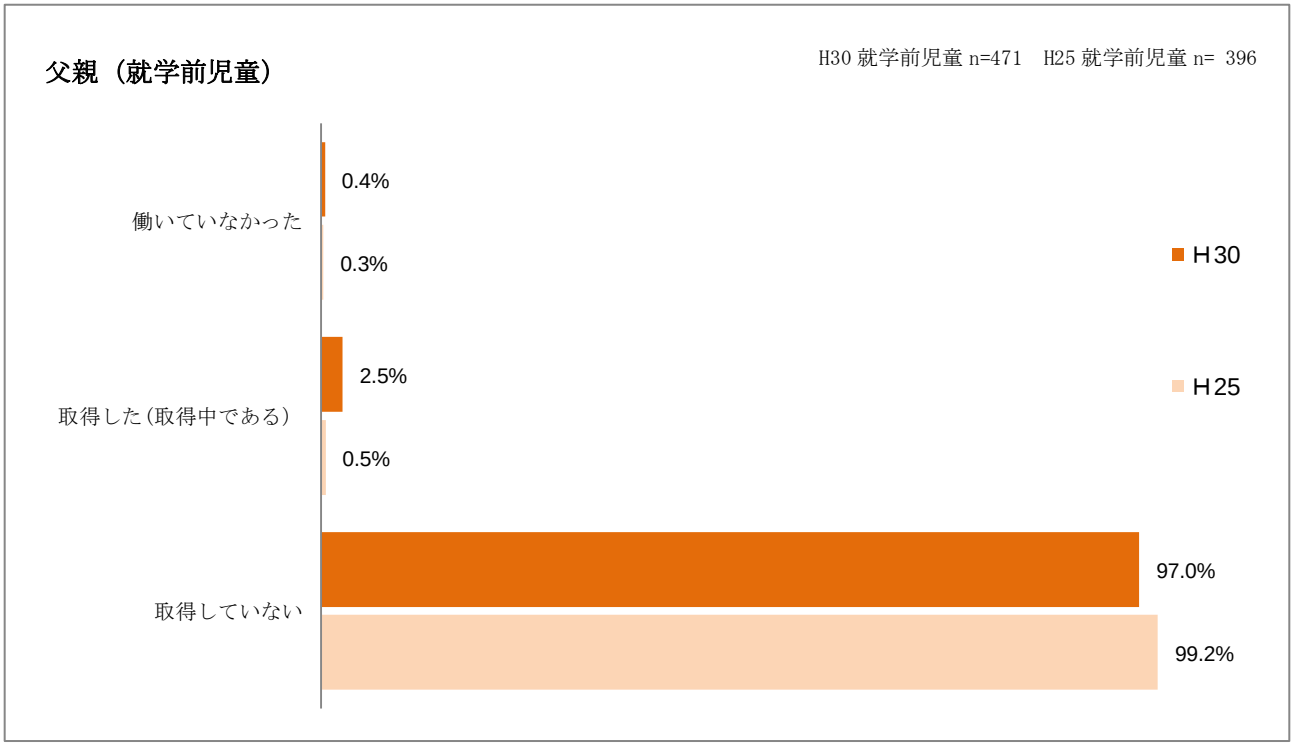

育児休暇を取得しなかった理由

H30 就学前児童母 n=127　H25 就学前児童母 n=107

H30 就学前児童父 n=1003　H25 就学前児童父 n=823

（複数回答）

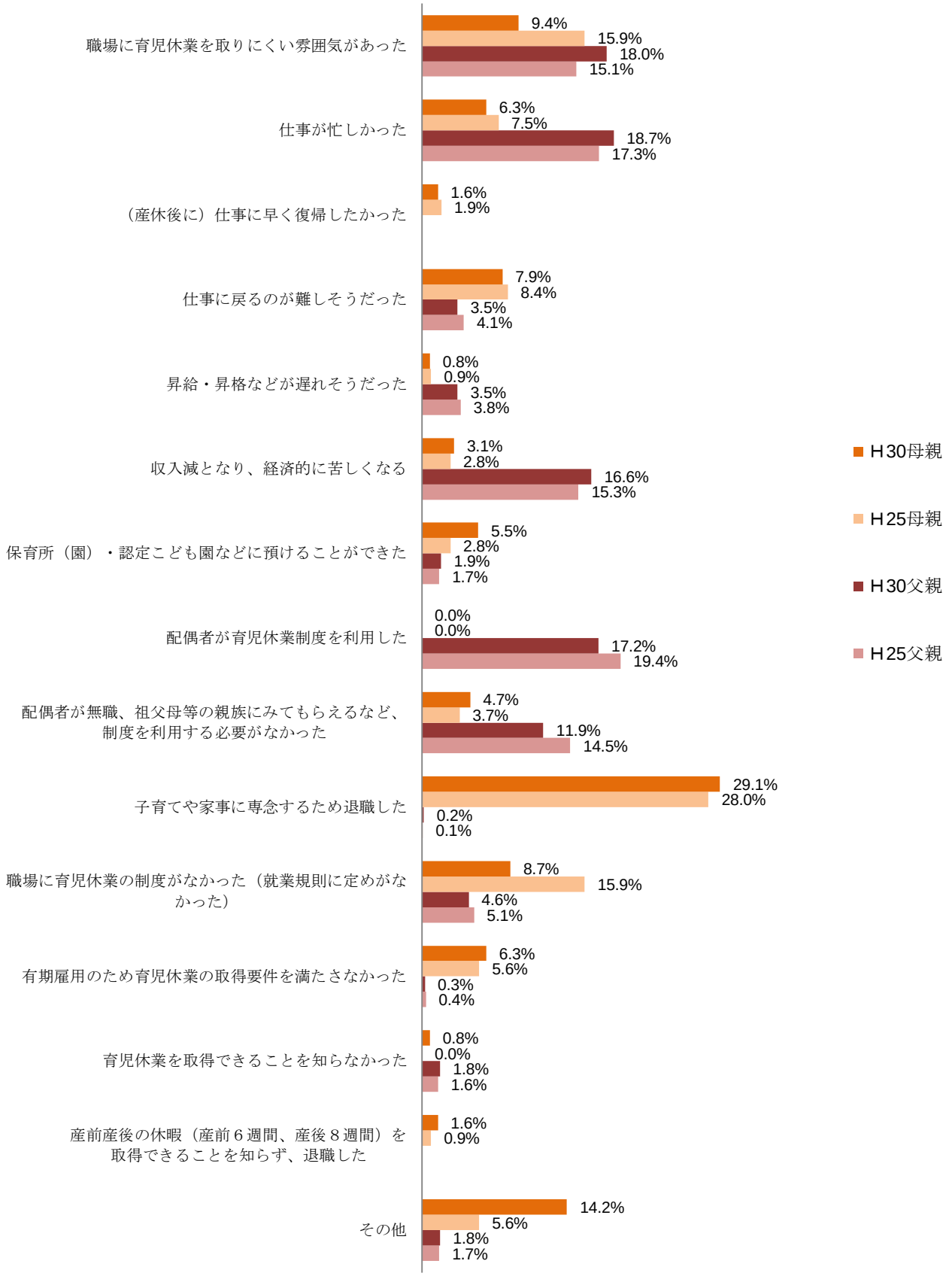

⑤ 就学前教育・保育施設の利用状況

現在の教育・保育施設の利用施設は、「認可保育所」が66.7%、次いで認定こども園が16.9%となっています。

今後の教育・保育施設の利用希望では、認定こども園が平成25年の調査と比較すると大きく増加しており、幼稚園利用希望が減少しています。

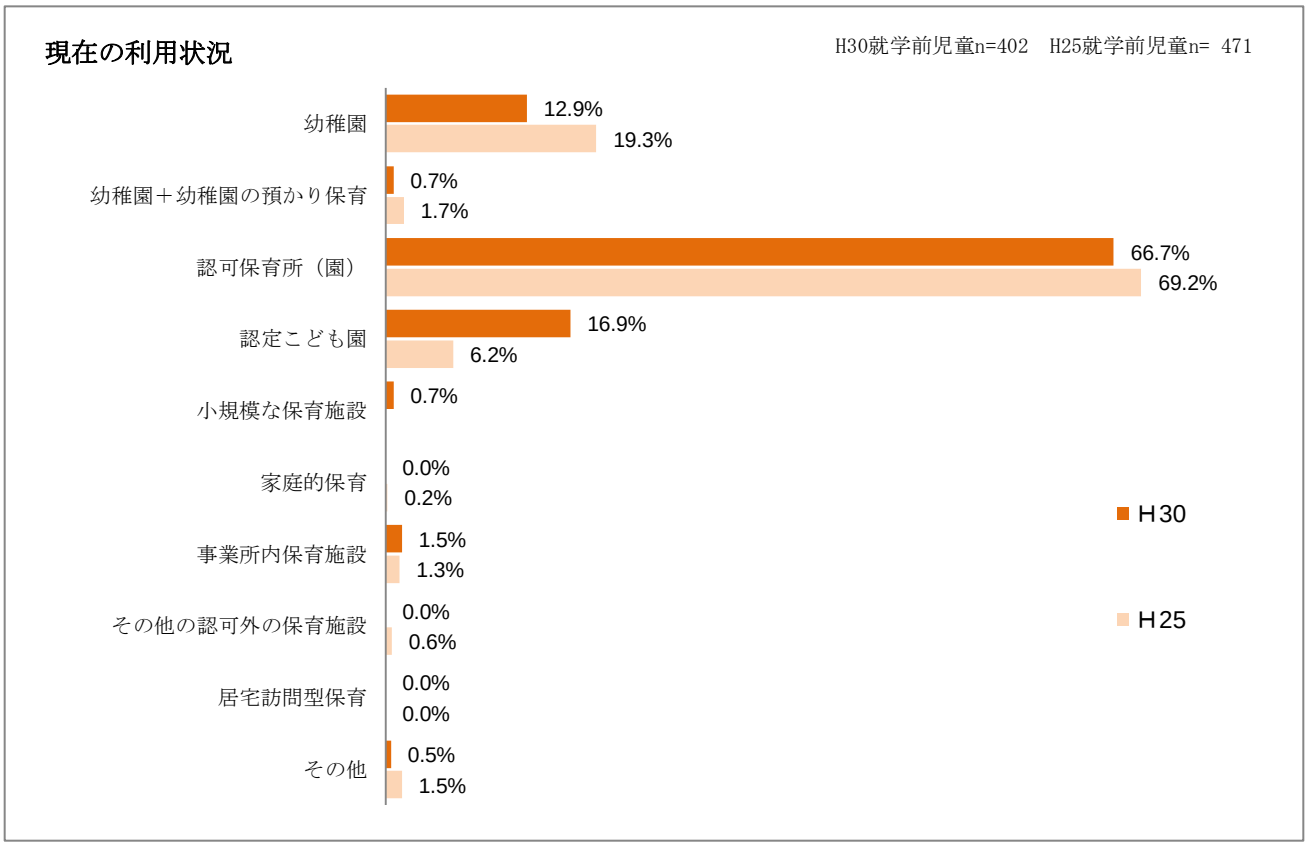

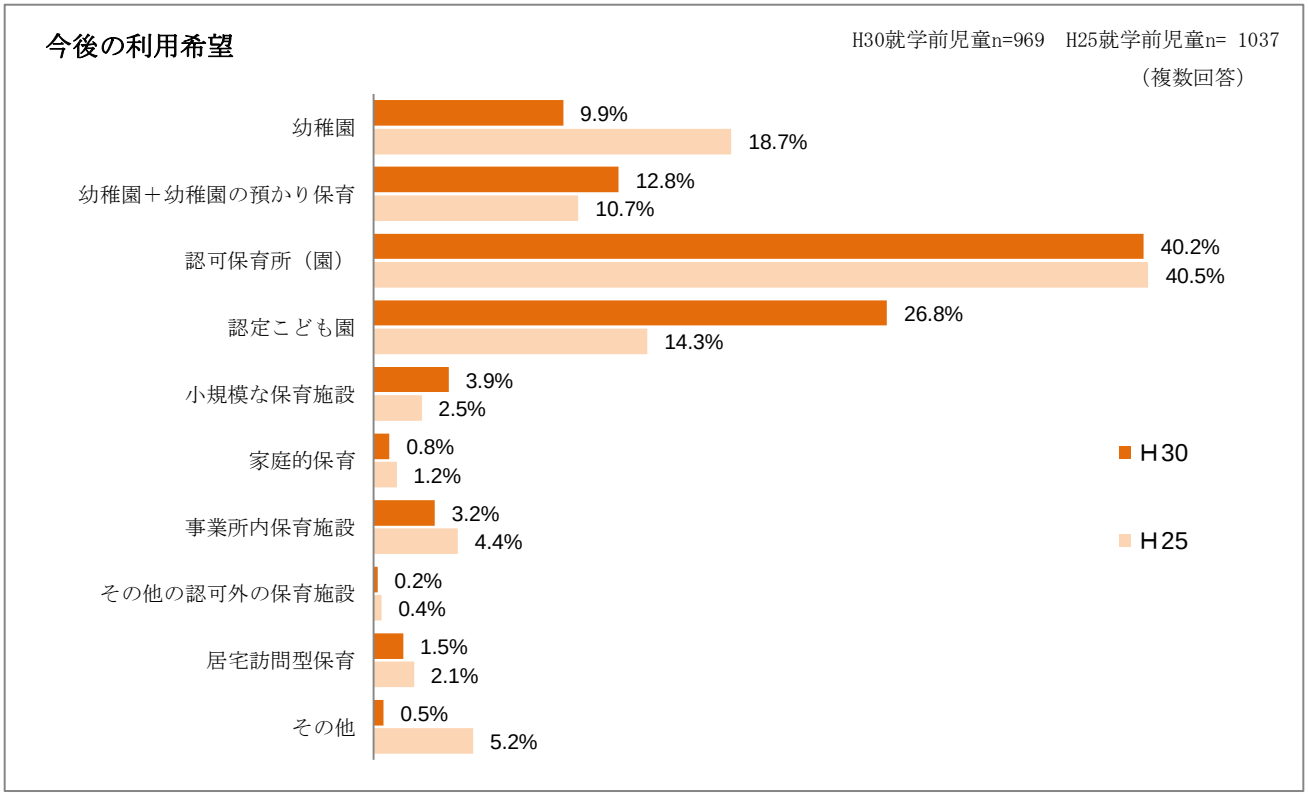

⑥ 放課後の過ごし方

・低学年（1～3年生）

低学年の小学生が放課後過ごす場所は、「自宅」、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」となっています。平成25年の調査と比較すると「自宅」、「習い事」は減少しており「スポーツ少年団」が増えています。

また、就学前保護者に小学校に入学した場合の希望については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が26%、次いで「習い事」が22.4%、「自宅」が18.8％となり、放課後児童クラブの希望割合が平成25年の調査と比較して大きくなっています。

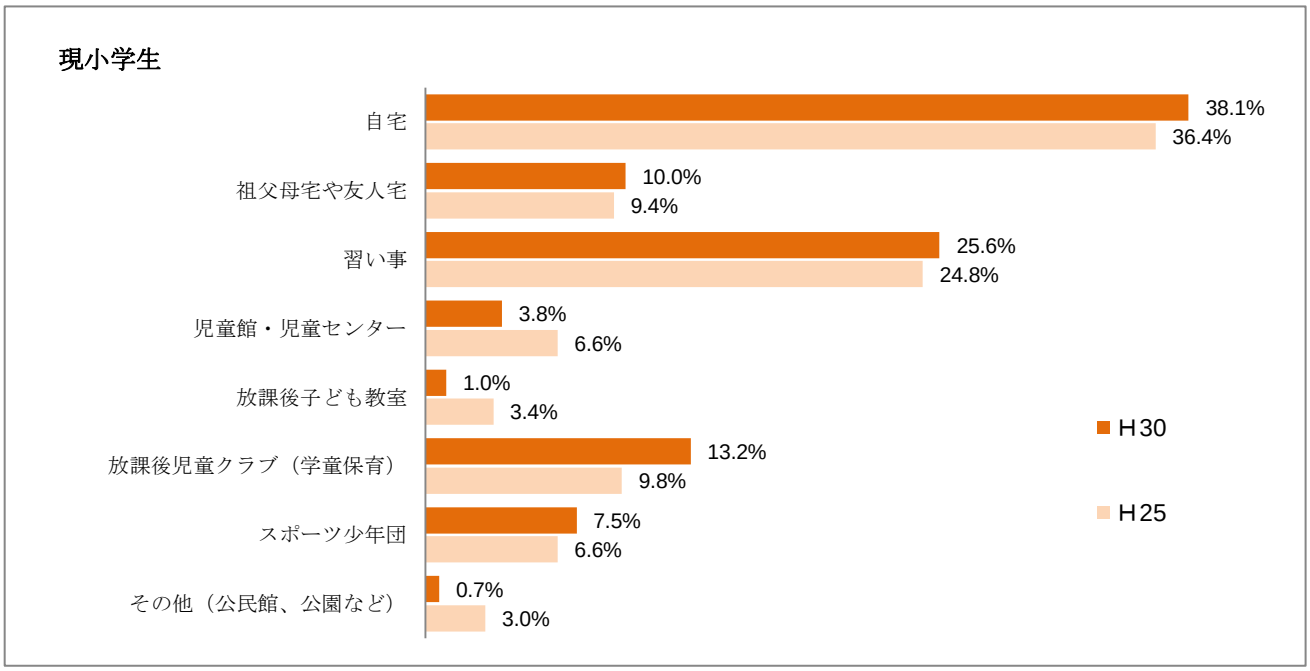

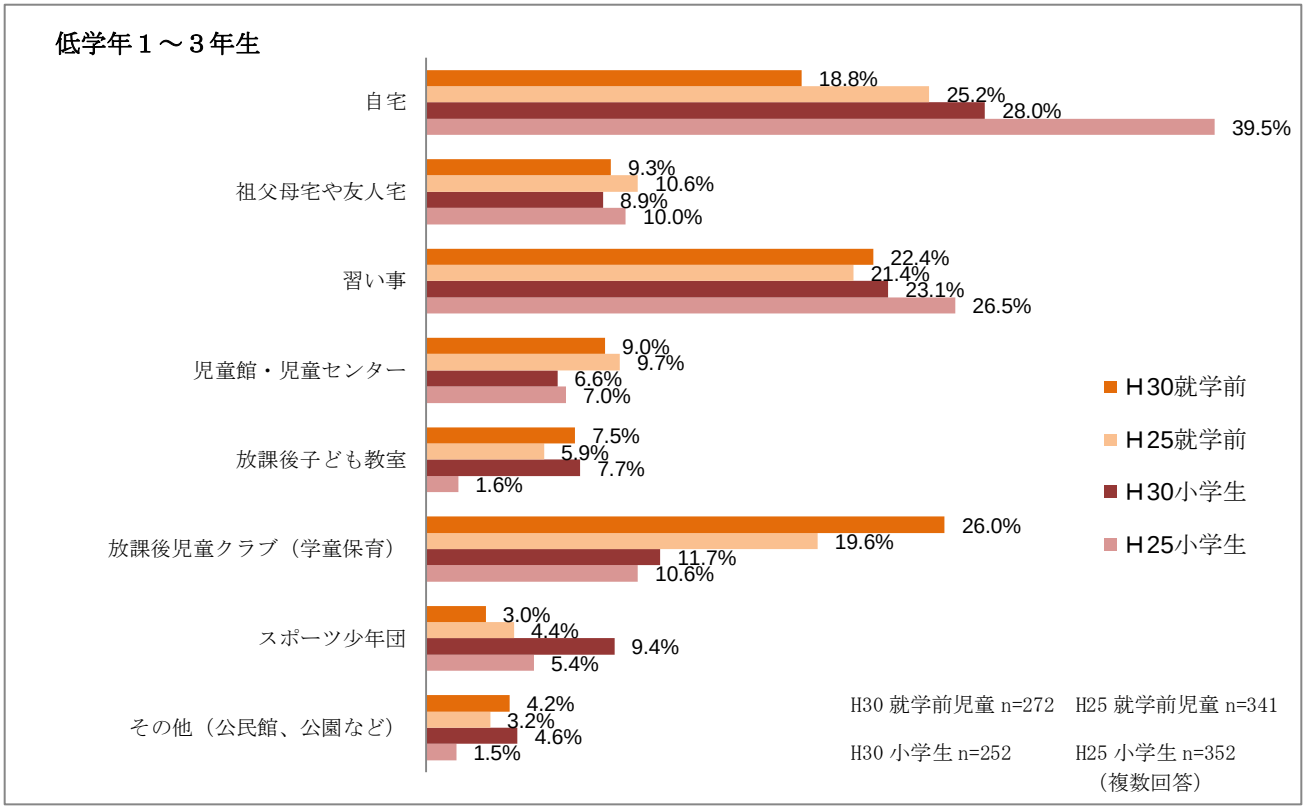

・高学年（4～6年生）

小学校高学年（4～6年生）になった時の希望場所は、就学前・小学生ともに4割近く「自宅」となっており、次いで「習い事」となっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が就学前児童は16.3%と、小学生よりも割合が大きくなっており、平成25年調査と比較しても増えています。

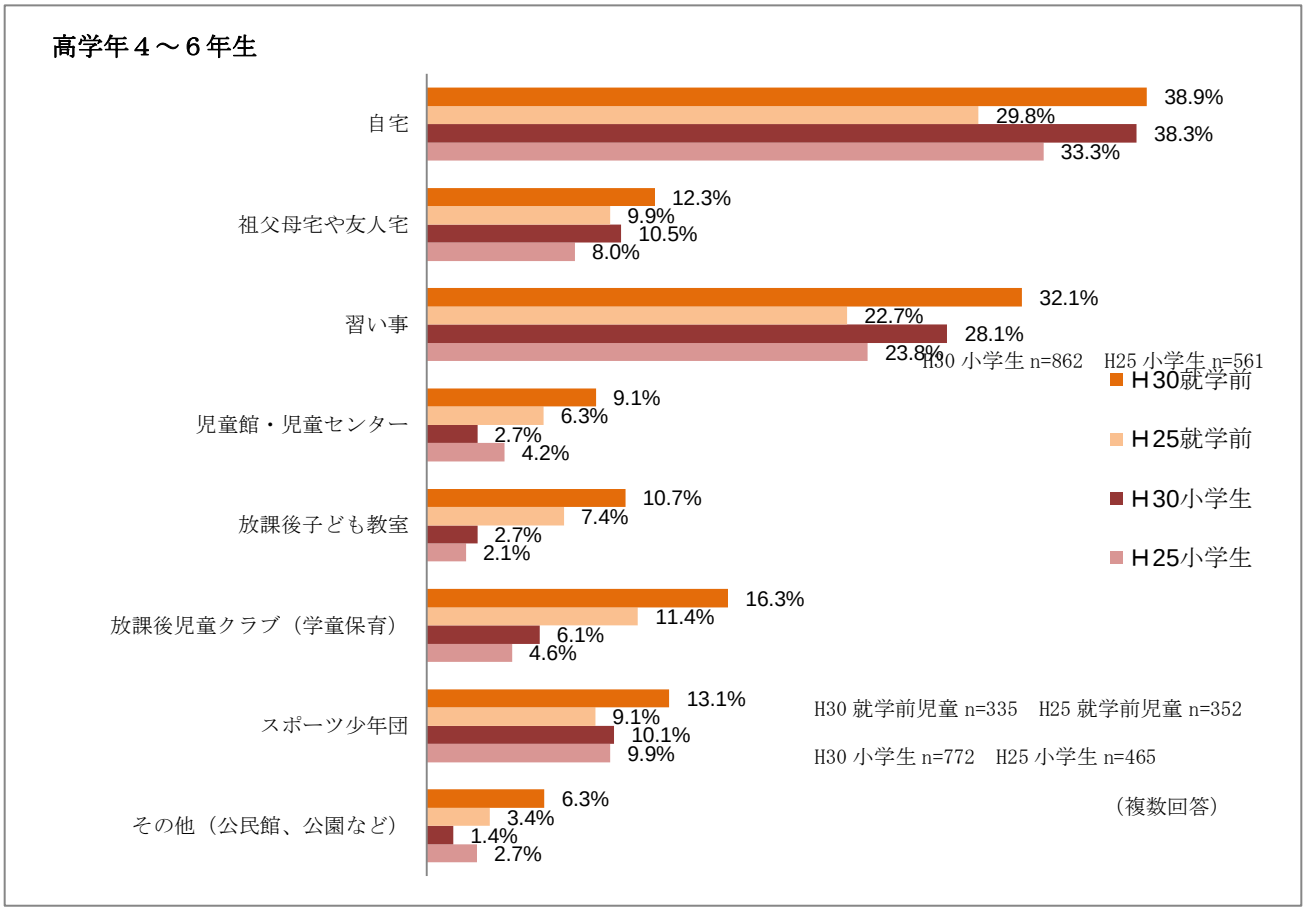

⑦ 子育て情報について

どのような子育て情報が知りたいかについては、就学前で「しつけ・成長等子育てに関する情報」次いで「病院（小児科）・休日当番医に関する情報」、「小学校に関する情報」の順となっています。小学生では「子どもに関する手当（児童手当・医療費助成等）に関する情報」、次いで「健康・発達についての情報」「小学校に関する情報」の順となっており、平成 25 年の調査と比較して「障がい児（発達支援）に関する情報」への関心が高くなっています。

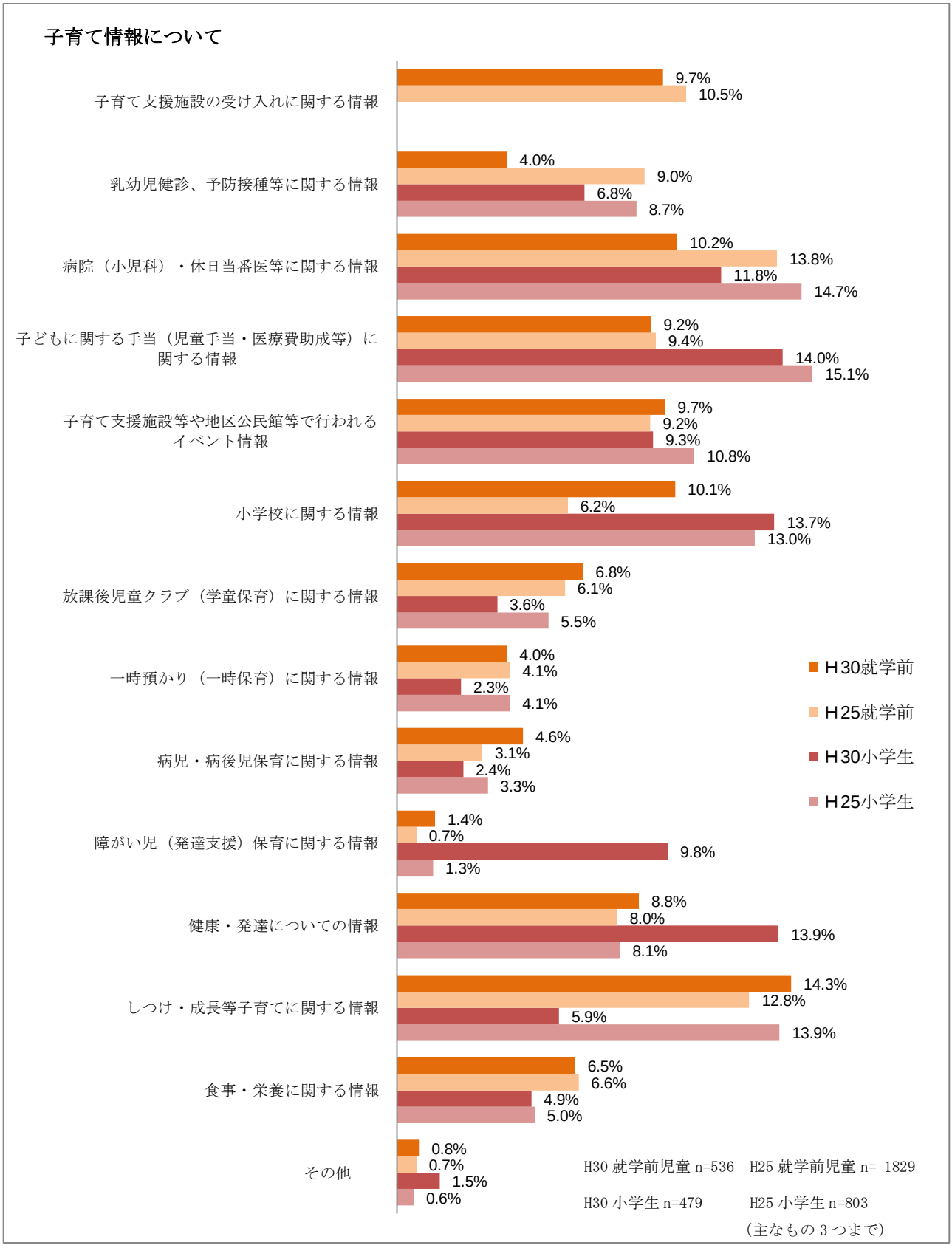

⑧ 子育て支援について

本市の子育て環境や支援への満足度について答えてもらったところ、就学前児童、小学生ともに平成 25 年調査と比較して、普通が減少しています。

就学前児童の「満足度が高い」の割合が多くなっていますが、小学生では、「満足度が低い」が多くなっており、「満足度が高い」「満足度がやや高い」を合わせた割合より「満足度が低い」「満足度がやや低い」を合わせた割合のほうが多くなっています。

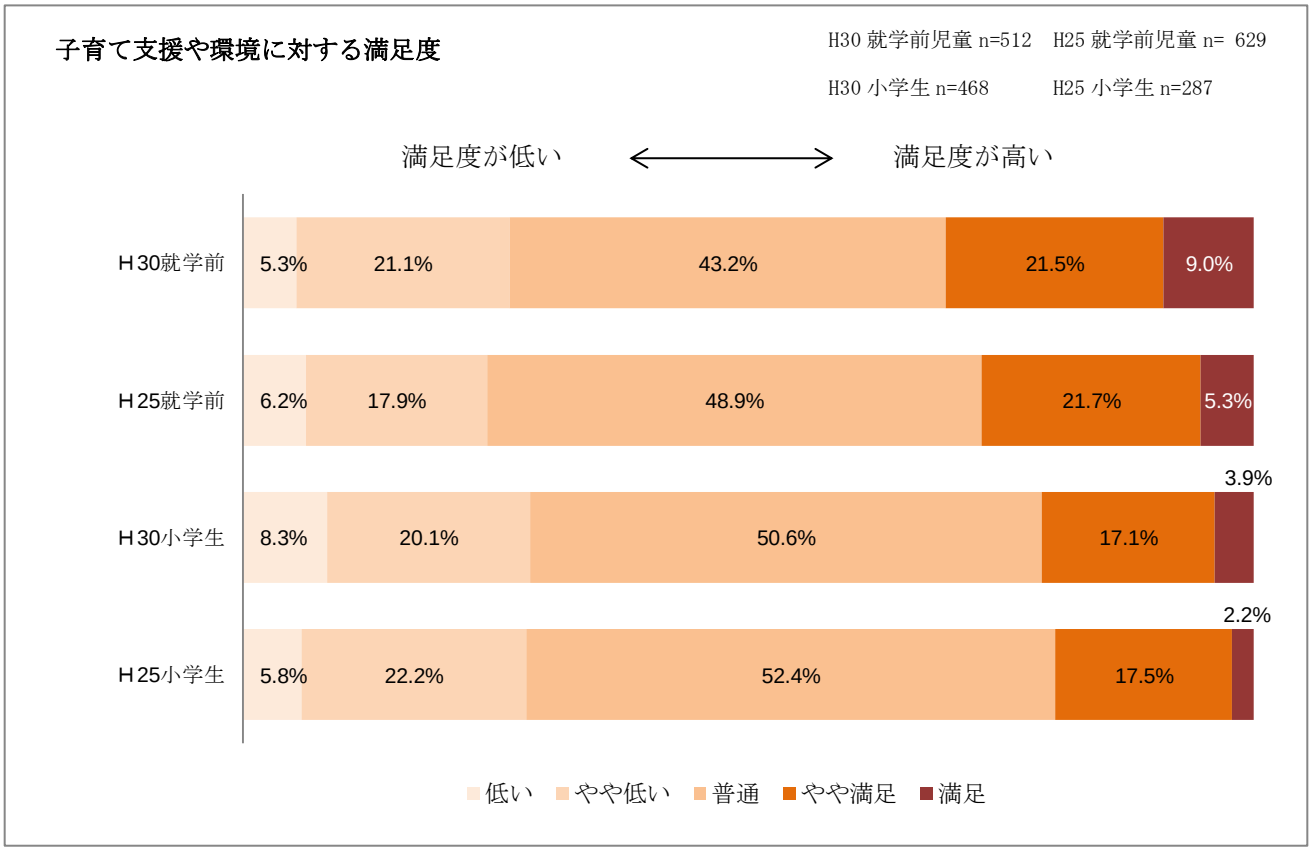

⑨ 相談先について

就学前児童、小学生ともに「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人、子育てサークルの人」の順となっています。次いで「幼稚園・保育所（園）・認定こども園」や「小学校」、「近所の人や地域の人、職場の人」となっており、身近な人に相談していることが伺えます。

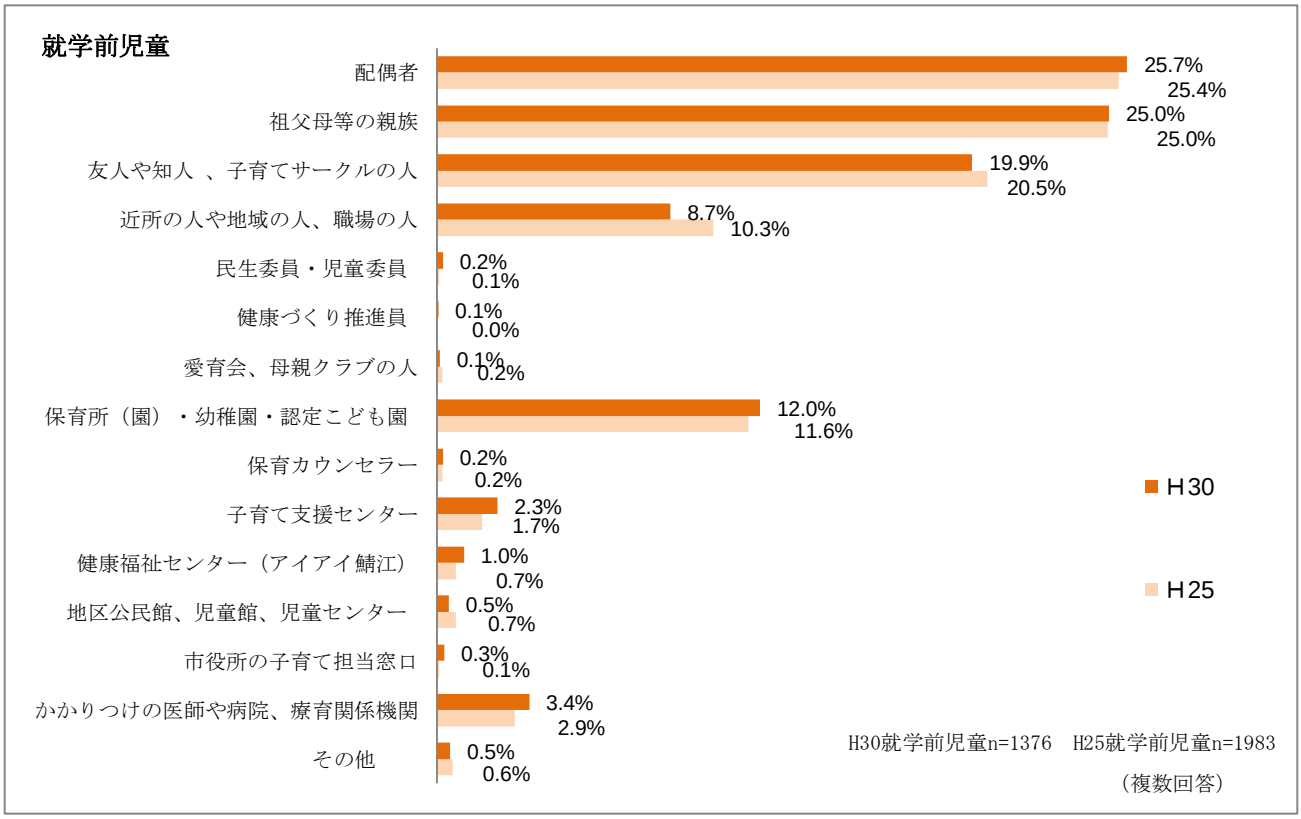

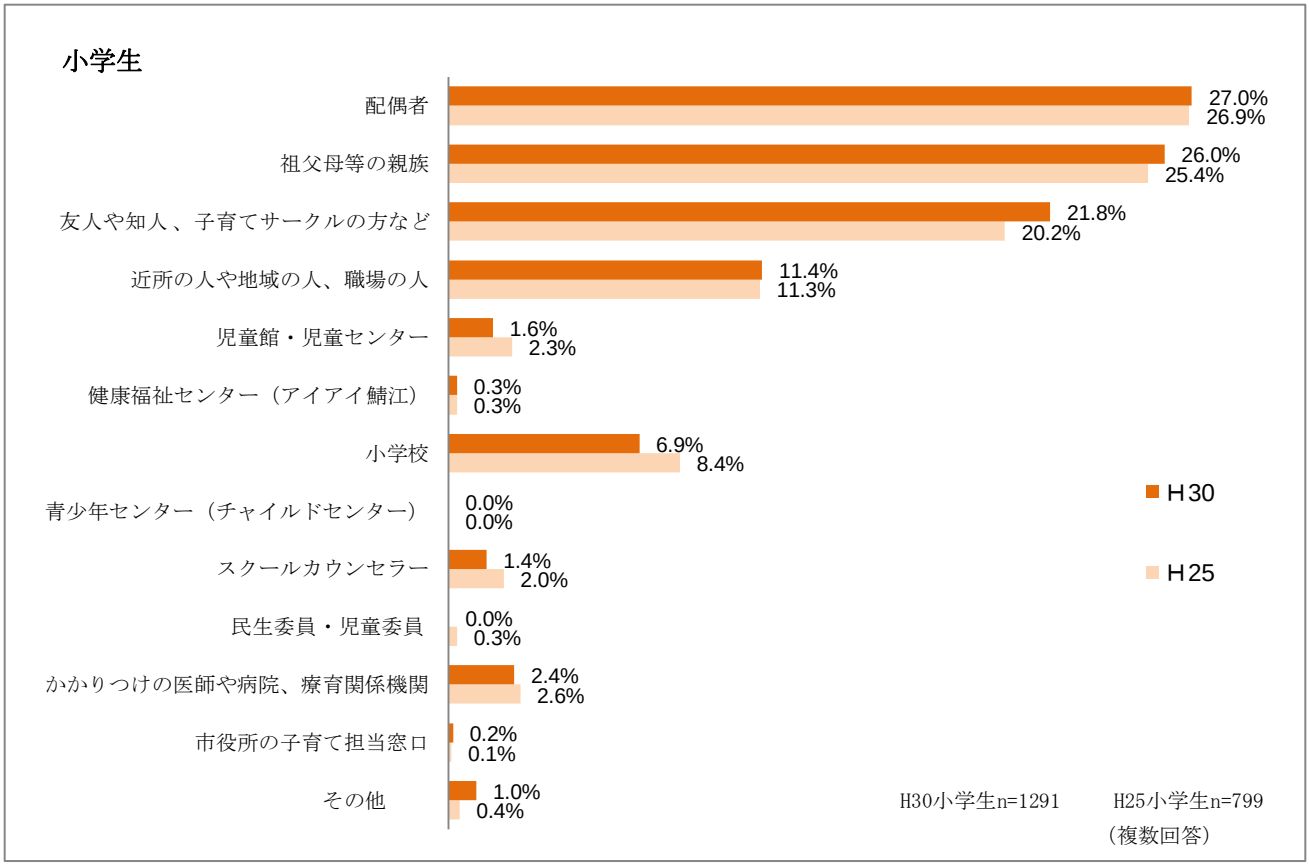

⑩子育てをしていくうえで何が必要か・大切か

子育てをしていく上で何が必要・大切と考えるかについては、「経済的支援（出産子どもの医療費、保育料や教育費の負担軽減など）」や「親子で関われる時間的ゆとり（仕事と家庭の両立支援など）」と答えた割合が就学前児童・小学生ともに多くなっています。

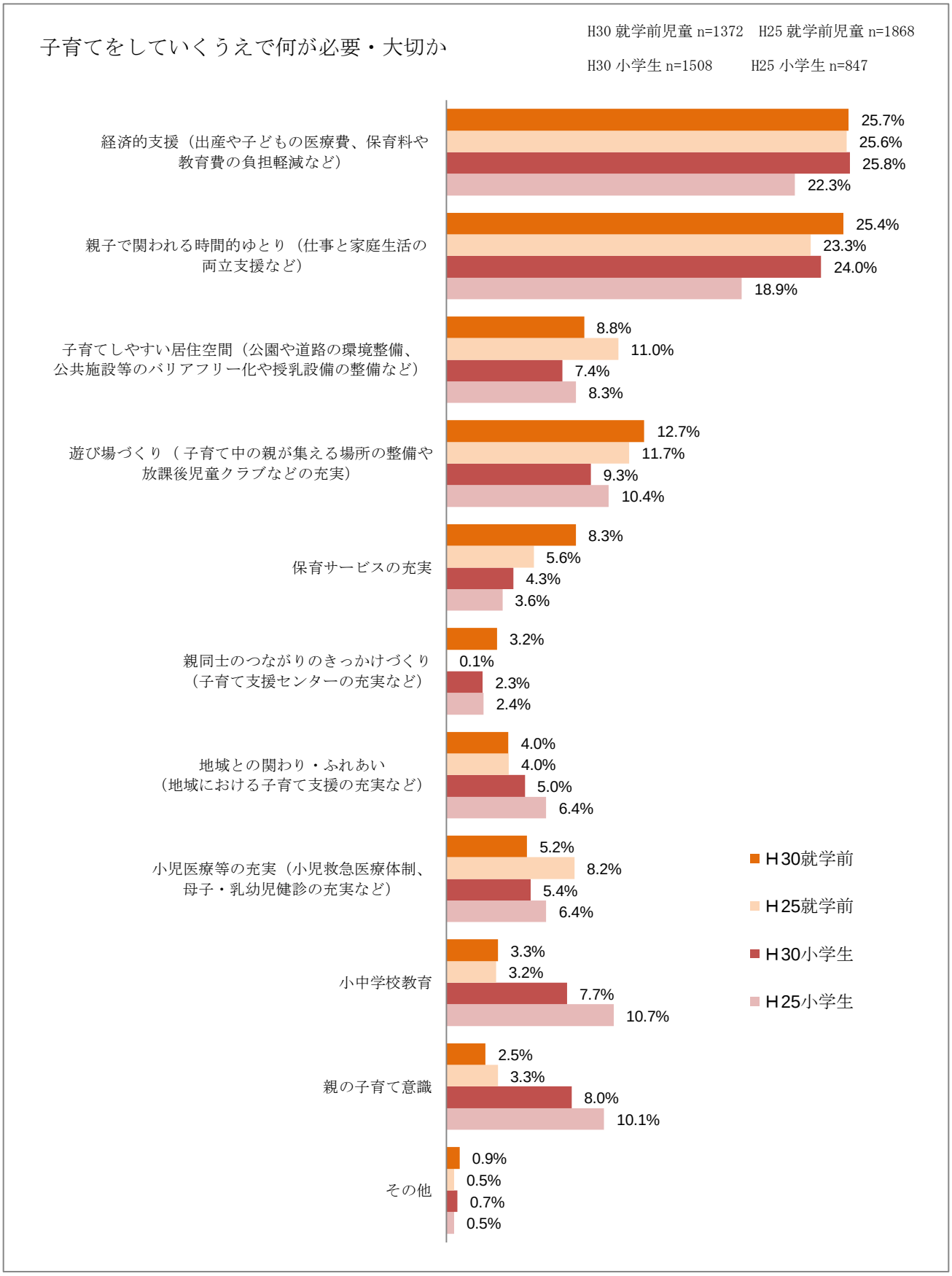

４　第２期に向けた課題

女性の社会進出が増える中、各年齢層において未婚率が高くなっています。また、晩婚化が進む中、年齢的な限界から子どもを生まない人が増え、今後も出生率は低下すると予測されます。婚姻への意識を高め、子どもを生み、育てたいという人が増えるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援に取り組む必要があります。

・育児相談や子育てに関する講座や子育て中の人との交流など相談や親子同士で交流できる機会を増やすこと、さらに父親の育児への関わりが必要です。

・母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりについて、男性の育児休業制度の利用促進を含めた、市民への啓発や企業との連携など、社会全体での取り組みが必要です。

・年齢に応じた子育てに関する相談が増えていることから、不安解消のための相談窓口のさらなる充実や情報提供が必要です。

・子育て支援センターについて、部屋が手狭であり、駐車場が建物より遠いなど利便性に欠けることから利用者から施設の改修や増設を求める声が多く寄せられています。

・３歳未満児の入園希望や障がい児・気がかり児の増加により、慢性的な保育士不足の状態が続いており、待機児童がいつ出てもおかしくない逼迫した状況であるが、効果的な解決策が必要です。

・１号認定児（幼稚園・認定こども園短時部利用）の落込みが著しく、特に幼稚園では１０人以下のクラスが３／５を占めている状況にあり、今後も認定こども園化や施設の統廃合等を視野に入れた検討を進める必要があります。

・ひとり親家庭の増加に伴い、支援を要する世帯が増えることが予想されます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう保健、教育、育児支援、親の就労支援など幅広いサポートが必要です。

・核家族世帯の増加や親、祖父母の就労により、子どもを養育する時間が少なくなっていることから地域での支援の手を必要としているが、担い手が不足しています。

・近年、支援を必要とする児童・生徒が増えてきているため、きめ細やかな支援体制の構築について、より一層取り組む必要があります。

・放課後児童クラブ利用者数は、核家族化、祖父母の就労の増加により年々増加傾向にあるため、実施場所、放課後支援員の確保が必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

≪基本理念≫

子どもの育ち　親の育ち
地域で支え合う　子育ての輪

子どもは家族にとっても、社会にとっても大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、将来の活力ある鯖江に向けての希望です。

子育てを取り巻く環境は、経済情勢や就労環境の変化などに伴う未婚化、晩婚化による少子化の進行や核家族化の進行、また地域のつながりの希薄化などにより、一段と厳しさを増しています。それに伴い、子育てに対する不安感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの育ちとともに親の育ちにも様々な影響が生じています。

子育て環境や親の意識の変化を踏まえ、地域および社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、また、子どもが健やかに成長できるよう子どもの最善の利益を考え、支えていくことが大切です。

本計画では、これまでに推進してきた「子どもの育ち　親の育ち　地域で支え合う　子育ての輪」の基本理念を継承し、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できるよう市民、企業、団体および行政が一体となって、子どもの育ち、親の育ちを支え合うまちづくりを進めます。

２　計画の重点的視点

本計画では、基本理念の下、次の３つを重点的視点として施策を推進していきます。

（１）子どもの育ちへの支援

「子どもの最善の利益」を基本に、乳児期の親子の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期の体験の中で他者と関わりを通して、豊かな感性と自立性、共感力をはぐくみ、学童期においては思考力や判断力、表現力を育て、一人一人が自分の良さや可能性を見つめ自己肯定感を高め自信を持って生きる力の育成を図るなど、子どもの成長の段階に応じた子どもの育ちを支援する取組を推進します。

（２）親育ちへの支援

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、地域と社会全体が寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する親の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、親が育てる責任と自己肯定感を持ちながら、子どもの成長の喜びや生きがいを感じられ、愛情を持って子どもと向き合える親の育ちを支援する取組を推進します。

（３）地域と社会で支え合う育ちへの支援

すべての子どもの心身の健やかな成長を地域と社会全体で支えていくことは、一人一人の子どもや親の幸せにつながることはもとより、それを支えるすべての人の喜びにもつながります。

安心して生み育てられる環境の整備、仕事と子育てを両立できる環境の整備など子育ての支援は、家庭、地域、企業、関係機関や行政が連携・協働し、それぞれの役割を果たしていくことが大切であるため、地域と社会全体で子どもと親の育ちを支援する取組を推進します。

３　基本目標

基本目標　１　子どもにとっての良質な教育・保育の提供

すべての子どもが、豊かな心と健やかな身体を育み、調和のとれた人として成長できるよう、教育・保育の質の向上と施設環境の整備に取り組みます。

基本目標　２　子育てを支える支援事業の充実

すべての子育て家庭に対し、地域、事業所や行政が連携、協働して、相談しやすい体制の整備、支援体制の整備に取り組むとともに必要なサービスの提供に努めます。

基本目標　３　子どもと親の健康を支える環境の整備

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、子どもを安心して産み育てられるよう、子どもと親の健康を支える環境の整備を図ります。

基本目標　４　子どもと親のふるさと意識の醸成

子どもたちがふるさと鯖江に自信と誇りを持ち、大人になって鯖江に住み、将来の鯖江を担ってもらえるよう、子どもと親がふるさと鯖江への愛着心を育めるような取組を推進します。

基本目標　５　仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立ができるよう、事業主、地域住民、関係団体などと連携を密にし、広報・啓発や情報提供の充実を図り、子育てしやすい働きやすい環境づくりを推進します。

基本目標　６　子育てを支える生活環境の整備

子どもと親が安心して安全な生活を送れるよう、都市空間や道路交通環境の整備に取り組むとともに、子どもを様々な危険から守ることができるよう、関係機関・団体などと連携した活動を推進します。

基本目標　７　特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

児童虐待防止対策やひとり親家庭への自立支援、障がい児への支援など特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援体制を充実します。

４　施策の体系

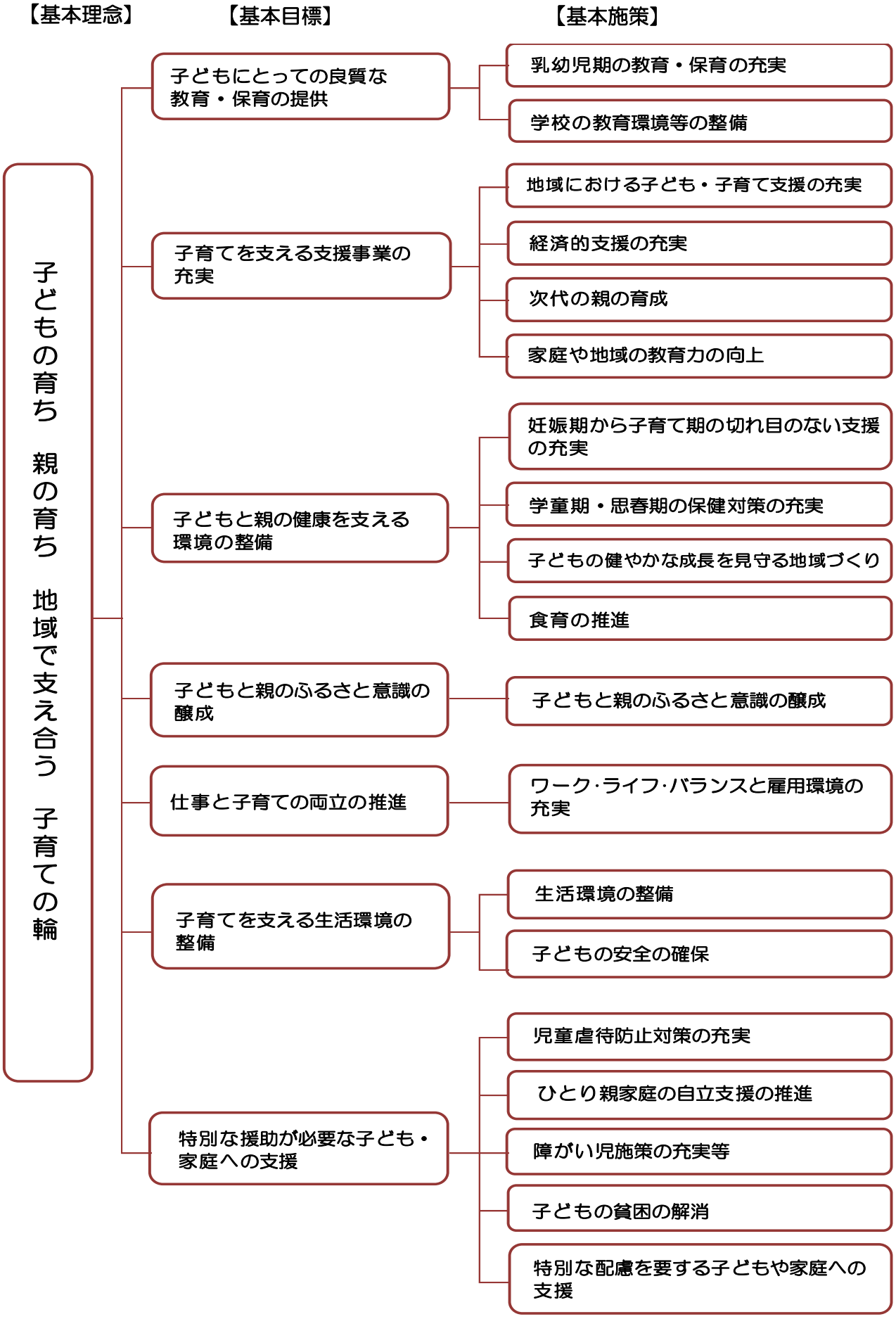
【基本理念】
【基本目標】
【基本施策】
子どもの育ち　親の育ち　地域で支え合う　子育ての輪
子どもにとっての良質な教育・保育の提供
乳幼児期の教育・保育の充実
学校の教育環境等の整備
子育てを支える支援事業の充実
地域における子ども・子育て支援の充実
経済的支援の充実
次代の親の育成
家庭や地域の教育力の向上
子どもと親の健康を支える環境の整備
妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実
学童期・思春期の保健対策の充実
子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
食育の推進
子どもと親のふるさと意識の醸成
子どもと親のふるさと意識の醸成
仕事と子育ての両立の推進
ワーク･ライフ･バランスと雇用環境の充実
子育てを支える生活環境の整備
生活環境の整備
子どもの安全の確保
特別な援助が必要な子ども・家庭への支援
児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭の自立支援の推進
障がい児施策の充実等
子どもの貧困の解消
特別な配慮を要する子どもや家庭への支援

５　本計画の基本目標とＳＤＧｓの関係

鯖江市では、２０１５年９月国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標ＳＤＧｓ」の理念に賛同し、市の最上位計画である「第２期鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても目標５「ジェンダー平等を実現しよう」を軸として、ＳＤＧｓの目標達成に向けて取り組んでいくこととしています。

第２期鯖江市子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたり、ＳＤＧｓを意識して取り組み、市民、企業、団体など様々な担い手と連携しながら、経済、社会、環境の３側面に好循環と相乗効果を生み出し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

基本目標１
子どもにとっての良質な教育・保育の提供

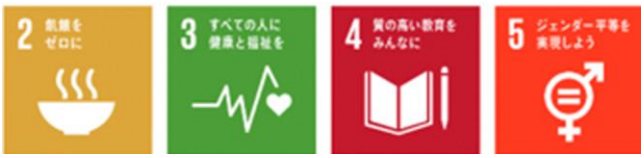

基本目標２
子育てを支える支援事業の充実

基本目標３
子どもと親の健康を支える環境の整備

基本目標４
子どもと親のふるさと意識の醸成

基本目標５
仕事と子育ての両立の推進

基本目標６
子育てを支える生活環境の整備

基本目標７
特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

１　子ども・子育て支援事業計画

この計画は、子ども子育て支援法第６１条に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について定めるものです。

子どもおよびその保護者の各事業の利用状況や平成30年12月に実施したニーズ調査等から得られた利用希望、また、国の基本方針を踏まえ、計画期間における「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出しました。

（１）人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を過去10年間の住民基本台帳の人口を基に推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

（単位：人）

年齢	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
０歳	579	571	564	557	550	543
１歳	585	592	584	577	570	563
２歳	597	593	600	592	585	577
３歳	597	601	597	604	596	589
４歳	623	599	603	599	606	598
５歳	617	624	600	604	600	607
６歳	667	618	623	599	603	596
７歳	687	670	620	625	601	605
８歳	738	689	672	622	627	603
９歳	685	739	690	673	623	628
10歳	718	686	740	691	674	624
11歳	715	719	687	741	692	675

【児童数の算出方法 】

０歳児の出生児童数は、過去１０年の対前年の人口伸率の平均で推計

１歳児以降の児童数は過去１０年の社会動態による人口の伸率の平均で推計

（２）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

鯖江市では、コンパクトな市域面積、市民の生活圏域、教育・保育施設の配置や利用状況などを踏まえて、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備や人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を１つの区域と定めます。

施設・事業名		区域
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市域全体 （１区域）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育 居宅訪問型保育、事業所内保育	

（３）教育・保育の量の見込みと提供体制

鯖江市では、教育・保育の「量の見込み」について、計画策定に係る「子ども・子育て支援に関するアンケート」調査（平成 30 年 12 月実施）の結果をもとに、以下の認定区分別に設定します。なお、３号認定については、年齢区分により設定します。

また、設定した「量の見込み」に対する提供体制を確保します。

認定区分		利用できる施設・事業
１号認定	満３歳以上で教育を希望	幼稚園・認定こども園
２号認定	満３歳以上で教育・保育を希望	保育所・認定こども園
３号認定	満３歳未満で保育を希望	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

市域全体（教育保育・提供区域も市域全体の１区域）における量の見込みおよび提供体制の確保の内容

			令和２年度					令和３年度				
認定区分等			１号	２号		３号		１号	２号		３号	
				学校教育の利用希望が強い	左記以外	1･2歳	0歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	1･2歳	0歳
① 量の見込み			256人	132人	1,429人	895人	244人	242人	131人	1,420人	922人	247人
				1,561人					1,551人			
②確保の内容	特定教育･保育施設	市内（定員）	418人	1,651人		753人	193人	426人	1,651人		753人	193人
		市内（定員の弾力的運用）				112人	36人				139人	39人
		他市町への委託	15人	35人		30人	15人	15人	35人		30人	15人
	上記以外	幼稚園＋預かり保育	155人					155人				
		その他										
②－①			332人	125人		0人	0人	354人	135人		0人	0人

			令和４年度					令和５年度				
認定区分等			１号	２号		３号		１号	２号		３号	
				学校教育の利用希望が強い	左記以外	1･2歳	0歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	1･2歳	0歳
①量の見込み			232人	131人	1,437人	910人	244人	222人	131人	1,443人	899人	241人
				1,568人					1,574人			
②確保の内容	特定教育･保育施設	市内（定員）	426人	1,651人		753人	193人	426人	1,651人		753人	193人
		市内（定員の弾力的運用）				127人	36人				116人	33人
		他市町への委託	15人	35人		30人	15人	15人	35人		30人	15人
	上記以外	幼稚園＋預かり保育	155人					155人				
		その他										
②－①			364人	118人		0人	0人	374人	112人		0人	0人

			令和６年度				
認定区分等			１号	２号		３号	
				学校教育の利用希望が強い	左記以外	1･2歳	0歳
①量の見込み			211人	130人	1,446人	888人	238人
				1,576人			
②確保の内容	特定教育･保育施設	市内（定員）	426人	1,651人		753人	193人
		市内（定員の弾力的運用）				105人	30人
		他市町への委託	15人	35人		30人	15人
	上記以外	幼稚園＋預かり保育	155人				
		その他					
②－①			385人	110人		0人	0人

（４）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で１３事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

①　利用者支援事業

妊娠期から子育て期に渡るまで地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 今後の方向性 】

子育て支援センター（基本型）と健康づくり課（アイアイ親子サポートセンター（母子保健型））が連携強化を図り、乳幼児を持つ保護者の方からの問い合わせや相談に対応します。

また、子育て支援センター内に気がかりな未就学児の対応窓口として児童発達支援センターを設置し保護者の不安解消に努めます。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	母子保健型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②確保の内容	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	母子保健型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②－①		０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

②　地域子育て支援拠点事業

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 今後の方向性 】

令和２年度に、子育て支援センターを移転改築し、全天候型遊戯場を備えた施設として整備を行い、より多くの親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう支援します。

また、地域で育むネットワーク委員会や子育てサポーターの会（COSAPO）などが地区公民館や児童館・児童センターで実施する子育て支援の自主的な活動を支援します。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	人日	7,024	6,992	6,904	6,820	6,732
②確保の内容	人日	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
②－①		1,376	1,408	1,496	1,580	1,668

③　放課後児童クラブ事業

保護者の就労等により、昼間適切な保護を受けることができない小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	低学年	人	843	817	792	785	775
	高学年	人	88	84	81	77	75
②確保の内容	低学年	人	900	900	900	900	900
	高学年	人	126	126	126	126	126
②－①	低学年	人	57	83	108	115	125
	高学年	人	38	42	45	49	51

【 今後の方向性 】

優先度の高い低学年の受け入れ体制を確保します。現在受け入れ可能な施設が老朽化しており、公共施設や小学校の余裕教室の活用など、放課後の居場所の環境整備に努めます。

④　妊婦健康診査

妊婦健康診査の助成を行い、妊娠に係る経済的な不安を軽減します。母体や胎児の健康確保を図るため、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	健診回数	回	7,149	7,061	6,974	6,886	6,798
②確保の内容	健診回数	回	7,994	7,896	7,798	7,700	7,602
②－①	健診回数	回	845	835	824	814	804

【 今後の方向性 】

各医療機関で実施します。

⑤　乳児家庭全戸訪問事業

保健師、助産師等が、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	訪問数	件	571	564	557	550	543
②確保の内容	訪問数	件	571	564	557	550	543
②－①	訪問数	件	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も生後４か月までに保健師、助産師が連携して乳児のいるすべての家庭を訪問します。また、本事業の訪問により養育支援等が必要な家庭については、平成２８年度に健康づくり課内に設置したアイアイ親子サポートセンター（母子保健型）が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の一環として、鯖江市子育て支援センター（基本型）や関係機関と連携を密にし、きめ細やかな支援の充実を図ります。

⑥　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行う事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	訪問数	件	120	120	120	120	120
②確保の内容	訪問数	件	120	120	120	120	120
②－①	訪問数	件	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や子育て支援センター職員、保健師により計画的に訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

⑦　子育て支援短期事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	児童数	人日	216	214	213	212	211
②確保の内容	児童数	人日	216	214	213	212	211
②－①	児童数	人日	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、市内の吉江学園と福井市の福井県済生会乳児院に委託し、事業の周知に努め、保護者のニーズに応じた支援を実施します。

⑧-1　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業です。また、認定こども園短時部および幼稚園の延長保育もこの事業の中で実施します。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	幼稚園型	人日	3,798	3,748	3,762	3,752	3,735
	幼稚園型以外	人日	1,450	1,437	1,431	1,420	1,408
②確保の内容	幼稚園型	人日	3,798	3,748	3,762	3,752	3,735
	幼稚園型以外	人日	1,450	1,437	1,431	1,420	1,408
②—①	幼稚園型	人日	0	0	0	0	0
	幼稚園型以外	人日	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保育施設がない小学校区の片上および北中山幼稚園では、一時預かりを引き続き実施し、利用への対応を行います。

また、市内の保育所等における受け入れ体制を整えて、利用への対応を行います。

⑧-2　一時預かり事業（子育て支援センター一時預かり事業）

保護者の育児疲れ等の理由により、保育を必要とした場合に、子育て支援センターで一時的に乳幼児を預かる事業です。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	乳幼児数	人日	200	300	300	300	300
②確保の内容	乳幼児数	人日	200	300	300	300	300
②－①	乳幼児数	人日	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

気軽に短時間預かることができるこの事業は、育児疲れ等による育児不安の解消や虐待防止に効果的であり今後も継続して行います。また、令和３年度より子育て支援センター内に一時預かり専用室を設け、利用者の利便性を図ります。

⑧-3　一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）

保護者の仕事の都合・疾病・入院・冠婚葬祭・育児疲れ等の理由により、家庭での保育が緊急・一時的に困難となった子育て家庭と妊婦家庭に対し、一時預かりや家事援助のサービスを行う事業です。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	乳幼児数	人日	5,228	5,187	5,171	5,137	5,104
②確保の内容	乳幼児数	人日	5,228	5,187	5,171	5,137	5,104
②－①	乳幼児数	人日	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在市内２事業所、市外３事業所で実施しています。引き続き実施事業所の確保に努め、利用への対応を行います。

⑨　延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間を超えて、保育所等において保育を実施する事業です。

市内認定こども園等で、概ね１歳児以上の在園児を対象に実施します。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	利用児童数	人	778	771	768	762	756
②確保の内容	利用児童数	人	778	771	768	762	756
②－①	利用児童数	人	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

延長保育実施のための保育士の確保など、受け入れ体制の強化を図ります。

⑩　病児・病後児保育事業

病児および病後児について、病院等に付設された専用施設等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業です。

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	利用児童数	人日	1,080	1,071	1,066	1,058	1,049
②確保の内容	利用児童数	人日	1,080	1,071	1,066	1,058	1,049
②－①	利用児童数	人日	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内２施設および近隣市町（７施設）と委託契約を行い、病児・病後児の受け入れ体制の確保を図ります。

下記の３事業については、本市の実状や他市町の動向を踏まえ、検討することとします。

⑪　ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。

⑬　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

（５）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保

①　認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供できる施設であるとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等の事由によらず柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市では、世帯構成や保護者の就業形態が多様化する中、認定こども園が子どもの健やかな育ちを支える上で重要な施設であるとの認識のもと、幼児期の教育・保育の適切な提供が可能となるよう、今後も引き続き認定こども園の推進、普及に努めます。

②　教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る考え方、推進方策

本市では、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担うものであるとの認識のもと、妊娠、出産、乳幼児期から学齢期に至るまで切れ目のない総合的な支援を行うための関係機関の連携強化や、事業従事者全体の質の向上のための取組みを行います。

（６）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、各利用施設との連携のもと、公正かつ適正な給付を行います。また、各施設の確認や指導監督については、県との連携を図りながら、適切に進めていきます。

２　子ども・子育て支援事業

基本目標１　子どもにとっての良質な教育・保育の提供

基本施策１　乳幼児期の教育・保育の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもや子育て家庭を取り巻く環境はより厳しさを増しており、地域や社会全体で保護者に寄り添って子育てを支援していかなければなりません。

また、幼児期は豊かな感性、好奇心、思考力を育む大切な時期であることから、質の高い教育・保育を総合的に提供できるかが重要です。

本市では、保育士等が教育・保育に専念できる職場環境の実現や保育士等の各種研修への参加機会を確保することにより、教育・保育そのものの質の向上を図るとともに、子どもの成長段階や障がいの有無、家庭環境などの個々の状況に応じた支援施策を提供することにより、教育・保育を受けやすい環境づくりを図り、未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
保育士確保・質向上事業	保育所等における保育士の確保と定着を図るため、福井県保育人材センターとの連携や修学資金貸付制度の実施、保育の周辺業務を担う職員の確保やICT化を進め、保育士が保育業務に専念する環境を整えます。また、研修への参加機会を確保します。	保育・幼児教育室
低年齢児保育充実促進事業	保育所等において、低年齢児（1～2 歳）の受け入れ体制の構築と保育の充実を図るため、保育士の加配について支援を行います。	保育・幼児教育室
延長保育事業	保育所等において、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	保育・幼児教育室
認定こども園推進事業	鯖江市認定こども園化推進計画に基づき、保育所・幼稚園の認定こども園への移行を推進します。	保育・幼児教育室
障がい児保育推進事業	保育所等において、障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、保育士の加配や加配に対する支援を行います。	保育・幼児教育室
幼稚園特別支援員配置事業	幼稚園において障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、支援員を配置します。	保育・幼児教育室
医療的ケア児保育推進事業	保育所等において医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れるため、必要な看護師を配置または派遣します。	保育・幼児教育室
保育カウンセラー事業	保育カウンセラーが保育所および認定こども園を巡回し、気がかり児や障がいを持つ児童の担当保育士への保育指導や保護者からの相談に応じます。	保育・幼児教育室
幼稚園カウンセラー事業	幼稚園カウンセラーが幼稚園を訪問し、気がかり児や障がいを持つ児童の担任への指導や保護者からの相談に応じます。	保育・幼児教育室

基本施策２　学校の教育環境等の整備

主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、実践的・体験的な学習や知識・技能を活用する学習の充実を進めながら、基礎学力の定着、思考力や判断力、表現力を育て、確かな学力の育成を図ります。

また、豊かな人間性の育成を目指して、特別の教科である道徳を要として道徳教育に力を注ぎ、子どもたちの道徳性を養う教育活動の充実に努めます。特に、様々な人との支え合いの中で一人一人の生命が育まれることを認識し、自立した人間としてすべての生命のかけがえのなさを自覚できる指導に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
学力向上調査事業	小学校高学年対象の学力調査を実施し、学力向上につなげます。	学校教育課
小学校ＮＩＥ推進事業	各小学校５・６年生のクラスで週刊のこども新聞を購読します。	学校教育課
中学校ＮＩＥ推進事業	各中学校で地方紙と全国紙を各１紙ずつ購読し、生徒が活用できるよう図書室等で閲覧します。	学校教育課
ＩＣＴ学習支援事業	各小中学校に教育用のパソコンを配置するとともに、ＩＣＴ学習に専門知識のある支援員を派遣し、パソコンを活用した授業のための教師へのサポート、学習支援のための技術的支援を行います。	学校教育課
小学生が英語に親しむ活動事業	小学校３年生から６年生全児童を対象に、外国人講師による授業を実施します。	学校教育課
社会人・地域人材活用事業	各小中学校における授業や部活動に優れた社会人や地域人材を活用し、社会的、専門的な知見を学びます。	学校教育課
総合的な学習の推進事業	各教科、道徳および特別活動で身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を行います。	学校教育課
小学校社会科施設見学学習	小学校３年生が市内の公共施設や地場産業企業の見学学習を行い、郷土を愛する豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
産業を体験し理解を深める学習	小学校児童が漆器体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織りや施設の見学を行います。	学校教育課
中学生産業教育支援事業	さまざまな業界で活躍されている方を講師に招き、総合的な学習の時間や美術科の時間を使ってデザイナーによるデザインの講習受講、実際のデザイン、発表会などを行います。	学校教育課
中学生体験活動支援事業	中学校２年生が、市内事業所で２日間の就業体験を行います。	学校教育課

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
小中学校情操教育推進事業	小学校（保育所等）毎に観劇を行います。また、実践スローガン（啓発看板・のぼり旗）の製作・補修を行います。	学校教育課
食育学習推進事業	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、朝食や給食等に関するアンケート調査を実施し集計を行う他、各小学校においても野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、保護者の心の悩みに関する相談を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーが、学校や自宅を訪問し、家庭を起因とする不登校や非行などの問題行動の解決を図ります。	学校教育課
学校生活・学習支援員配置事業	各小中学校に支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活や学習の個別支援を行います。	学校教育課
学校生活ボランティア推進事業	学校ボランティアに対する活動時の支援を行います。	学校教育課
家庭・地域・学校協議会事業	各小中学校の家庭・地域・学校協議会において、保護者や地域の代表者が子どもたちの成長や教育にかかわる課題について協議し、地域全体の教育力向上を図ります。	学校教育課

基本目標２　子育てを支える支援事業の充実

基本施策１　地域における子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

子育て家庭へのきめ細かな子育て支援の提供のため、地域における子育て支援ネットワークの充実や子育てに関する情報の提供に努めます。

保護者の就労状況や都合などにより、昼間保護者が自宅で見ることができない児童の安全・安心な居場所の確保を進めます。

また、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発や人材の確保に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
地域子育て支援センター事業	３歳までの未就園児を持つ子育て家庭を対象に、子育ての孤立感、負担感の解消を図るため、親子の交流促進や子育て講座、育児相談などを実施します。また、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会との連携を図り、地域における子育て力の向上に努めます。	子育て支援課
地域で育む子育て支援ネットワーク事業	地域で育む子育て支援ネットワーク委員会を中心に、各地区の独自性、および人材を最大限に活用した子育て支援活動を展開します。	子育て支援課
子育てサポーター養成講座事業	子育てサポーター養成講座を開催し、子育て家庭を支援する人材の養成を行うとともに活躍の場の拡大を図ります。	子育て支援課
すみずみ子育てサポート事業	保護者の仕事の都合や疾病等の理由により、一時的に育児を行うことが困難な児童を対象に、一時預かりや子育て家庭における生活支援を行います。	子育て支援課
子育て支援センター一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難になった時に、子育て支援センターで一時預かりを実施し、育児負担感の軽減を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）	幼稚園等在園児が一時的または保護者の就労等により家庭での保育が困難となった場合、幼稚園等において通常の教育時間を超えて預かり保育を行います。また、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かります。	保育・幼児教育室
病児・病後児保育事業	保護者の就労等により家庭での保育が困難な病気治療中や病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かります。	保育・幼児教育室
放課後児童クラブ事業	昼間、就労等により保護者のいない家庭の小学生を対象に、放課後児童厚生施設等を利用して児童の適切な遊び場と生活の場を提供します。	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおし、安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習・スポーツ課

基本施策２　経済的支援の充実

児童手当の支給とあわせ、子ども医療費や養育医療費の助成などを引き続き実施することにより、子育て家庭の経済的な負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備に努めます。

保育所等の保育料についても現在の軽減措置を継続していくとともに、第２子の保育料無償化について検討を行い経済的な負担軽減の拡充を図ります。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
児童手当支給事業	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るため、次世代を担う中学校卒業までの児童がいる家庭に対して、児童手当を支給します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子どもの健やかな成長を図るため、18 歳（年度末到達者）までの児童生徒について、通院・入院に係る医療費の助成を行います。	子育て支援課
養育医療費給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付または医療に要する費用の支給を行います。	子育て支援課
保育料軽減措置	令和元年 10 月より始まった３歳から５歳児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」に加え、３歳未満児の保育料を国が定める基準よりも低い保育料に抑えるとともに、同一世帯で入所している児童が２人以上いる場合や世帯の３人目以降の児童の保育料を軽減または免除します。	保育・幼児教育室
鯖江市奨学資金貸与制度	高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学・大学院に進学・在学する学生で、学費支弁が困難と認められる方を対象に、奨学資金の貸与を行います。	教育政策課
家庭育児応援手当事業	保育所等に預けずに在宅で育児をしている家庭に対し手当を支給し、経済的支援を行い、多子世帯や家庭での子育て支援を行います。	子育て支援課

基本施策３　次代の親の育成

児童生徒が乳幼児とふれあう機会を設け、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるように地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や保育所・幼稚園・こども園などが連携しながら、各種ボランティア学習や体験学習の内容の充実を図ります。

若者の結婚への意識の醸成を図るため、若者の出会いや交流の場づくりなどを提供し、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの大切さに関する教育・啓発や婚育セミナーなどに取り組みます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
思春期における保健・福祉体験学習事業	小学高学年の母性・父性を養うため、子育て支援センター、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児の保護者のご理解を得て、乳幼児と触れ合う機会の場を設けます。	子育て支援課 学校教育課
保育ボランティア事業	小中高校生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所等や乳幼児健診などで乳幼児と触れ合う機会の場を設けます。	子育て支援課 学校教育課
出会い交流サポート事業	提案型市民主役事業として、市内の民間、NPO 等団体から公募、委託を行い、未婚の男女が交流できるイベント等を開催します。	子育て支援課
婚育セミナー開催事業	未婚の男女の結婚意識の醸成を図るため、子どもと家庭の大切さの理解とコミュニケーションなどを基調としたセミナー等を開催します。	子育て支援課

基本施策４　家庭や地域の教育力の向上

核家族化や都市化による社会環境や生活様式の大きな変化に伴う、地域における人間関係の希薄化等により、「育児への不安が増大する」、「青少年の非行に対する抑止力が低下している」など、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。

学校、家庭、地域と連携しながら、大人と子どもが地域に集いふれあう機会、育児に関する講座や子育てに関する相談、子育てに関する情報の提供等を行います。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
子育て支援事業	未就園児親子に対し、各児童センター等で遊びの場・保護者交流の場・子育て相談の場として子育て広場を開催します。また、保育所等の園舎・園庭を開放し在園児との交流の場の提供や子育て相談に応じるなど子育て世帯の支援に努めます。	子育て支援課 保育・幼児教育室
保育カウンセラー事業（再掲）	保育カウンセラーが保育所および認定こども園を巡回し、気がかり児や障がいを持つ児童の担当保育士への保育指導や保護者からの相談に応じます。	保育・幼児教育室
幼稚園カウンセラー事業（再掲）	幼稚園カウンセラーが幼稚園を訪問し、気がかり児や障がいを持つ児童の担任への指導や保護者からの相談に応じます。	保育・幼児教育室
親と子のふれあい事業	各公民館学級講座として、青少年育成協議会や子ども会等との連携により、親と子の絆を深める事業を行い、地域や家庭の教育力向上の推進に努めます。	生涯学習・スポーツ課
地区合宿通学事業	親元を離れて地域住民の協力を得ながら、地域の社会教育施設で宿泊共同生活を行い学校へ通うことで、簡単な生活習慣の習得と地域住民との交流を深めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課
放課後子ども教室推進事業　（再掲）	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおし、安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習・スポーツ課
図書館の充実事業	知識の集積拠点として、資料を蓄積し提供するとともに、ボランティアグループと協働し、乳幼児から高齢者まで年齢層に応じた様々な事業を展開して、豊かな心を育もうとする市民を支援します。	文化の館
生涯スポーツの推進	市内３つの総合型地域スポーツクラブによる市民ニーズに応じたスポーツ教室の開催等、子どもから大人まで誰もが気軽に参加できる各種クラブ活動を支援し、スポーツ人口の増加および生涯スポーツの振興を図ります。	生涯学習・スポーツ課

基本目標３　子どもと親の健康を支える環境の整備

基本施策１　妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実

少子化や核家族化などにより育児不安をもつ保護者が増加しているため、より一層の相談体制の充実が求められています。安心して生み育てられるまちを目指し、子育て支援課、子育て支援センター（基本型子育て世代包括支援センター）、「アイアイ親子サポートセンター」（母子保健型子育て世代包括支援センター）、医療機関、関係機関等と連携しながら妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を総合的に実施します。

「アイアイ親子サポートセンター」ではワンストップで妊産婦やその家族からの相談に応じるとともに、母子保健事業での対応や関係機関からの情報により支援が必要な妊産婦・乳幼児を早期に把握し、一人一人に寄り添いながら支援を行い育児不安の軽減に努め、母子の健康増進を図ります。

また、夜間や休日等の救急医療体制が充実されるよう、県の医療計画に基づき小児医療や産科（周産期）医療との連携に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
妊娠・出産包括支援事業	母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談および支援、妊娠期から子育て期に関わる関係機関との連携・情報の共有、すべての妊産婦の状況を継続的に把握、要支援者へ支援プランを作成し、プランに基づいた支援を実施します。	健康づくり課
産前・産後サポート事業	妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談、早期支援（窓口・電話・訪問相談支援）特に主治医等との連携のもと、妊娠期からの体調管理と産後早期の介入により母親の不安の解消を図ります。	健康づくり課
産後ケア事業	退院直後、育児支援を必要とする母子に対し、医療機関で日帰りまたは宿泊で母体ケア、乳児ケア、心身のサポート等を行いながら産後の支援を実施します。	健康づくり課
母子健康手帳の交付	母子の健康づくりのため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦に対する相談、保健事業の紹介等を行います。	健康づくり課
妊婦一般健康診査事業（再掲）	妊娠届を提出した妊婦に対し 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠中の疾病予防、早期発見、早期治療のため、県内の医療機関において妊婦健診を実施します。	健康づくり課
母子保健相談指導事業	母親と乳児の健康保持と増進を図るため、母子の健康に関する各種保健教育・相談を行います。	健康づくり課
特定不妊治療費等助成事業	不妊症で悩んでいる方に対し、特定の不妊治療に係る費用の助成を行います。	健康づくり課

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
こんにちは赤ちゃん事業	保護者の育児不安の軽減や母子の健康増進のため、生後４か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、成長発達の確認や育児についての相談、情報提供を行います。	健康づくり課
新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業	新生児（出産後概ね 28 日まで）の保護者に対し、受診票を交付し、新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見、早期療育を推進します。	健康づくり課
乳児一般健康診査事業	対象者（1 か月児、4 か月児、9～10 か月児）の保護者に受診票を交付し、月齢に応じた成長、発達を確認し、異常の早期発見、早期対応するための健康診査を医療機関で個別健診の方法により実施します。	健康づくり課
幼児健康診査事業	１歳６か月児および３歳児とその保護者に対して、健康診査と相談を実施し、成長・発達の正しい理解、病気や障がいの早期発見や理解、病気の予防や対処法の理解など健康の保持増進を支援します。	健康づくり課
乳幼児育成指導事業	ことばの相談や、健診後の経過を教室やアンケート等で確認し、支援の必要な乳幼児に対して専門家の発達相談や専門機関の受診につなげます。また、保護者の相談や教室を実施します。	健康づくり課
予防接種事業	定期の予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、４種混合、BCG、水痘、麻しん・風しん、日本脳炎、２種混合、子宮頸がん予防、ロタウイルスのワクチン接種を実施します。また、妊婦への先天性風しん症候群感染予防として成人への風しんワクチン予防接種費用の助成を実施します。	健康づくり課
ハーフバースデイ事業	生後６か月の乳児を持つ子育て家庭に対し、同じ月齢の子どもを持つ保護者同士の交流・情報交換の場を提供し、地域での孤立感や育児不安等の解消を図ります。	子育て支援課
養育支援訪問事業	育児不安を抱える家庭に対し、訪問での子育て支援を行い育児に対する不安感、負担感の解消を図ります。	子育て支援課 健康づくり課
こども口腔衛生事業	母子保健相談時や幼児健診時に歯科衛生士が保護者に虫歯予防や仕上げ磨きについて相談や指導を実施します。	健康づくり課
子どもの目の健康づくり事業（眼育事業）	３歳児健診において、機器を使用した視力検査を導入し、視覚異常を早期に発見し、早期治療・回復につなげます。	健康づくり課
小児救急医療支援事業	夜間における小児救急患者の医療体制の確保を行います。	健康づくり課
病院群輪番制病院運営事業	休日および夜間における重症患者の診療体制の確保を行います。	健康づくり課
休日当番医制運営事業	鯖江市医師会との連携により、休日・祝日における適切な医療体制の確保を行います。	健康づくり課

基本施策２　学童期・思春期の保健対策の充実

学童期・思春期の保健対策を含む学校保健は、学校のみならず、家庭、地域、そして関係機関が連携して進めていくことが大切であり、家庭、学校、地域が一体となって、児童・生徒の健全育成を推進することが必要です。

性教育の実施や性感染症予防、性的指向や性自認に関する正しい知識への学習機会の充実を図ります。また、たばこやアルコール、薬物が体に及ぼす影響や害に関する情報の提供を行い、心身ともに健やかに成長できるよう努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
保健体育における指導	小学校体育および中学校保健体育の授業の中で、発達段階に応じた性に関すること、また、たばこやアルコール、薬物の害に関する指導を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、保護者の心の悩みに関する相談を行います。	学校教育課
健康増進事業	喫煙、アルコールが及ぼす健康への影響についての知識、情報を児童生徒や保護者等に提供することにより、家庭、学校、地域が一体となって、児童生徒の健全育成を推進します。	健康づくり課
感染症予防事業	講演会や学習を通して病気や予防について正しい知識の普及や感染症予防の啓発に努めます。	健康づくり課
地域自殺対策緊急強化特別事業	自殺予防の啓発、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体が連携し自殺予防対策を総合的に取り組みます。	健康づくり課
人権教育啓発事業	様々な人権問題について考える機会を作り、思いやりの心や生命の尊さについての意識の醸成を図ります。	市民まちづくり課

基本施策３　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域の子どもたちが健やかに成長していくためには、家庭はもちろんのこと、学校や地域が一体となって支え合っていくことが必要です。

地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や子育てサポーターの会（ＣＯＳＡＰＯ）、母親クラブなど子育て支援団体の自主的な活動を支援することにより、地域におけるきめ細やかな子育て支援を進めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
地域の大人による見守り活動	地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全・安心の確保に努めます。	学校教育課
民生委員・児童委員協議会活動	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行います。	社会福祉課
地域で育む子育て支援ネットワーク事業（再掲）	地域で育む子育て支援ネットワーク委員会を中心に、各地区の独自性、および人材を最大限に活用した子育て支援活動を展開します。	子育て支援課
子育てサポーター活動事業	子育て支援センターと協働し、地域ぐるみで子育て中の親子の見守りやサポートを行います。	子育て支援課
母親クラブ活動費補助事業	子どもが心身ともに健やかに育つように、会員同士が親睦を深め地域の児童福祉の向上を目的とした母親クラブの子育て支援活動を支援します。	子育て支援課

基本施策４　食育の推進

子どもの体や心の成長過程において、栄養バランスのとれた規則正しい食事をとるなどの食育の推進は重要であり、実践していくためには、家庭や地域、保育所・幼稚園・こども園や学校、行政等が互いに連携し総合的に取り組む必要があります。

妊娠期から思春期まで、年齢やライフステージに応じて食に関する学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図り、食に対する意識の向上や正しい食生活習慣の確立に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
母子栄養管理事業	妊娠届出、母子への健康教育・健康相談、健康診査時に妊産婦、乳幼児と保護者に対して食習慣の振り返りや規則正しい食事、朝食習慣の定着、食事とおやつのバランス、楽しく食事ができる環境などについての相談や指導を行います。	健康づくり課
カミカミメニューの実施	硬い食べ物を給食メニューに入れることで丈夫な顎や歯の成長を助長します。	学校教育課
食生活改善推進事業	食生活改善推進員養成講座、地域食生活改善活動等を通して、望ましい食生活について教育、啓発を行います。	健康づくり課
食育学習推進事業（再掲）	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、朝食や給食等に関するアンケート調査を実施し集計を行う他、各小学校においても野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。	学校教育課
学校給食畑支援事業	地域の農家の方と子どもたちが、学校農園（畑）で農作業を行い、その農産物を給食に供給し、生産者の顔が見える学校給食の推進を図ります。	農林政策課
地域における食育学習事業	地区公民館等を拠点とした食育学習（伝統料理、農業体験、講演会、親子料理教室等）に取り組むことで、家庭および地域の教育力向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課

基本目標４　子どもと親のふるさと意識の醸成

基本施策　子どもと親のふるさと意識の醸成

少子化により将来の人口減少が見込まれる中、特に若者の市外への流出を防ぐには子どもや親がふるさと鯖江に愛着と誇りを持つことが必要です。

ものづくり体験等を通して伝統ある地場産業に触れる学習を推進し、鯖江の良さが実感できるイベント、講演会等を開催し、市民のふるさと鯖江への再認識と愛着心の醸成を図ります。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
総合的な学習推進事業（再掲）	各教科、道徳および特別活動で身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を計画的に行います。	学校教育課
中学生産業教育支援事業（再掲）	さまざまな業界で活躍されている方を講師に招いて講演を行うとともに、総合的な学習の時間や美術科の時間を使ってデザイナーによるデザインの講習受講、実際のデザイン、発表会などを行います。	学校教育課
中学生体験活動支援事業（再掲）	中学校２年生が、市内事業所で２日間の就業体験を行います。	学校教育課
ふるさと鯖江検定事業	ふるさと鯖江に関する歴史・地理・文化・産業・経済、市が推進している事業などについて検定を実施し、ふるさとへの理解を醸成します。	文化課
地産地消推進「さばえの味再発見」事業	「食」に関する知識と選択力を習得し、地産地消の推進とともに地域の文化や価値観を次世代へ伝えます。	農林政策課
産業を体験し理解する学習事業（再掲）	小学校児童が漆器体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織りや施設の見学を行います。	学校教育課

基本目標５　仕事と子育ての両立の推進

基本施策　ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

働く保護者が子どもと過ごす時間を十分に取るには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要です。女性の社会進出が進む中、男性の家事や育児への参画が求められています。

企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や研修会等を通じて、育児休業、労働時間の短縮や就業形態の改善など職場の環境に対する取組を推進します。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
男女共同参画啓発事業	男女共同参画に関する情報紙・パネル展・広報誌等での啓発を行います。	めがねのまちさばえ戦略課
男女共同参画推進事業	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講座やワークショップ等を開催し、家庭・地域での男女の役割や働き方への意識改革を図ります。	めがねのまちさばえ戦略課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	企業の業務改革を個別に診断し、育児や介護が原因で離職する社員の軽減と企業の働き方改革を図ります。	めがねのまちさばえ戦略課
多様な働き方導入推進事業	在宅勤務（テレワーク）や時短勤務など、性別や環境に囚われない多様な働き方の啓発や環境整備を目的とした取組を支援します。	商工政策課
育児休業代替要員確保支援事業	育児休業期間中の代替要員に要した費用の一部を支援し、育児休業取得にかかる企業負担を軽減します。	商工政策課
育児短時間勤務支援事業	就業規則で制度化してある育児短時間勤務制度の利用を希望した従業員に、制度を利用させた事業主に対して助成金を交付し、企業負担を軽減します。	商工政策課
勤労者育児･介護休業生活資金利子補給事業	県の勤労者育児・介護休業生活資金融資利用者に対して、融資実行から５年間利子を全額補給することにより、利用者の負担を軽減します。	商工政策課

基本目標６　子育てを支える生活環境の整備

基本施策１　生活環境の整備

誰もが地域で安心して生活できるよう、子どもとその保護者、高齢者や障がいのある子どもたちなどが、安心して外出し、遊び、自然と触れ合いながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを推進します。

また、道路や公園遊具の点検などを継続的に実施し、危険箇所の発見と早急的な対応を図り、安全で快適な道路、歩道や公園の整備などに努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
自歩道看板設置事業	路側帯カラー化・路面標示マーク・自歩道看板設置等により、通学路等の交通安全の確保を図ります。	土　木　課
道路交通安全対策事業	道路反射鏡や防護柵等を設置し、通行者や住民が安全で円滑な通行ができる道路交通環境を確保します。	土　木　課
公園施設長寿命化対策支援事業	都市公園における遊具・施設等の長寿命化を図るための対策事業を実施し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。	都市計画課
公園維持管理事業	市が管理する公園について、公園の近辺に居住する人と市と協働しながら維持管理を行う公園里親制度を導入しており、里親の締結後、草刈作業・剪定作業に対して報奨金の支援を実施しています。	都市計画課

基本施策２　子どもの安全の確保

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶たないことから、行政・学校・保護者・地域住民の協働による多方面からの子どもたちの安全を見守る、見守り体制の充実を図ります。

また、急速に進展する情報化社会において、インターネット環境はすでに日常生活の一部となり、その即時性、利便性などの恩恵を子どもも大人も享受しています。

安全なインターネットの使い方や適切な利用を考え、情報社会を生きる力を養うために、家庭や保護者と協力して情報モラル啓発に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
交通安全教室開催事業	市内の保育所等、小中学校において、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催します。	市民まちづくり課
交通指導員による通学時街頭指導	早朝および薄暮時の街頭交通指導により、児童の交通安全啓発を行い、交通事故のない安全安心のまちづくりを推進します。	市民まちづくり課
地域の大人による見守り活動（再掲）	地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全・安心の確保を推進します。	学校教育課
園児の集団移動経路安全確保事業	保育所等の園児が日常的に集団で移動する経路について、警察署、道路管理者、保育所等の施設運営者が共同で安全点検を実施し、対応策を協議・実行することで、園児の移動経路の安全確保を図ります。	保育・幼児教育室
防犯意識の啓発	防犯隊の防犯活動を充実させることにより、犯罪の未然防止を図り、地域の安全・安心を確保します。	防災危機管理課
かけこみコール 110 番の家事業	「かけこみコール 110 番の家」を市内各所に設置し、緊急時の子どもの避難場所を確保します。	生涯学習・スポーツ課
ＩＣＴ学習支援事業（再掲）	各小中学校に教育用のパソコンを配置するとともに、ＩＴ学習に専門知識のある支援員を派遣し、パソコンを活用した授業のための教師へのサポート、学習支援のための技術的支援を行います。	学校教育課

基本目標７　特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

基本施策１　児童虐待防止対策の充実

保護者の社会的孤立、養育力の低下、経済的困窮、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化する中、児童虐待などにより社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

児童虐待防止に関する市民の意識の醸成を目指すとともに、虐待を早期発見し、迅速に対応できるよう、家庭児童相談室の相談体制の充実および、関係機関との連携強化や支援体制の強化を図ります。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
要保護児童対策地域協議会設置事業	要保護児童への適切な対応、指導を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、協議会の関係機関との連携強化や情報共有を図ります。	子育て支援課
家庭児童相談員設置事業	児童に関する相談への適切な対応や指導を行うため、家庭児童相談員を配置します。	子育て支援課
児童虐待発見の通報義務の啓発	児童虐待は、早期発見、早期対応が重要であるため、家庭、地域、保育所等、学校、保健機関、医療機関などにおいて、虐待が疑われる場合に速やかに通告するよう啓発活動を行います。	子育て支援課
民生委員・児童委員協議会活動　（再掲）	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。	社会福祉課

基本施策２　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、児童扶養手当、福祉手当の支給や医療費の助成のほか、ひとり親家庭の交流への支援など各種助成事業等を実施しています。

また、様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を公共職業安定所などの関係機関とともに推進します。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が、一時的に日常生活を営むのに支障が生じたときに、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金等交付事業	ひとり親家庭の父または母の自立を支援するため、職業相談を通じて指定された職業能力開発のための講座を受講した場合、職業訓練終了後に受講料の一部を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等交付事業	ひとり親家庭の父および母が資格受講中に、生活の安定を図り資格取得を容易にするため、高等職業訓練促進費を支給するとともに、終了後に修了支援給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や指導を行います。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子家庭等医療費助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等に対し、通院・入院に係る医療費の助成を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭高校生の通学定期券購入費助成事業	ひとり親家庭を対象に高等学校等通学に必要な通学定期代の一部を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭児童学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、学習ボランティアによる学習支援や進学相談等を行い学習や将来への不安解消を図ります。	子育て支援課
福祉手当支給事業	ひとり親家庭で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18 歳到達年度末）を養育する人に手当を支給します。	子育て支援課

基本施策３　障がい児施策の充実等

乳幼児健診などにより、障がいのある子どもの早期発見の機会が増加し、相談や支援に対するニーズは高まっています。市民への障がい者に対する理解の促進と障がい児の自立に向けた支援事業の充実が求められています。

それぞれの人格を認め合い、ともに暮らし、健やかな成長、そして自立できる社会づくりのため、各関係機関が連携を図りながら充実した障がい児支援に取り組みます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
障がい者相談支援事業	在宅障がい者（児）およびその介護者に対し、専門の職員が必要な情報の提供など、地域において障がいをもって暮らしていく上での相談・支援を行います。	社会福祉課
重度障害者(児)医療費助成事業	重度障がい者に対し、医療機関等で支払った医療費の自己負担分を助成します。	社会福祉課
特別児童扶養手当支給事業	知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で監護する父母または父母にかわって児童を養育している方に、扶養手当を支給します。	社会福祉課
重症心身障害児(者)福祉手当支給事業	重度の障がいのある方の経済的負担を軽減し、在宅福祉を支援するために、福祉手当を支給します。	社会福祉課
心身障害児早期療育奨励事業	市外の施設・病院へ通園・通院している在宅心身障がい児を送迎している保護者に奨励金を支給します。	社会福祉課
障害児福祉手当支給事業	在宅の２０歳未満の重度の障がい児で日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とする児に支給します。	社会福祉課
自立支援医療(育成医療)給付事業	身体上障がいがある、または将来障がいを残す恐れがある児童で、確実な治療が期待できるものに対し医療費を助成します。	社会福祉課
児童デイサービス等事業	障がい児に、日常生活における基本動作の指導、集団生活の適応訓練等を行います。	社会福祉課
重度障害者大学等修学支援事業	重度障害者が修学する場合に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を支援します。	社会福祉課
障がい児保育推進事業（再掲）	保育所等において、障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、保育士の加配や加配に対する支援を行います。	保育・幼児教育室
幼稚園特別支援員配置事業（再掲）	幼稚園において障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、支援員を配置します。	保育・幼児教育室
医療的ケア児保育推進事業（再掲）	保育所等において医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れるため、必要な看護師を配置または派遣します。	保育・幼児教育室
特別支援学級の設置事業	小・中学校に特別支援学級を設置し支援を必要とする児童生徒を受け入れ、特別支援学校と連携を取りながら円滑に支援できるよう努めます。	学校教育課

基本施策４　子どもの貧困の解消

様々な事情から生活困窮者や養育困難などの課題を抱えている世帯が増えています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、健やかに成長することのできる環境づくりや教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
自立促進支援センター設置事業	様々な理由により生活に困窮している人の相談を受け、解決に向けた支援を行うため、自立促進支援員を配置します。	社会福祉課
児童学習支援事業	経済的に困窮している家庭等の児童に対し、学習ボランティアによる学習支援や進学相談等を行い学習や将来への不安解消を図ります。	社会福祉課
福祉手当支給事業（再掲）	ひとり親家庭で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18 歳到達年度末）を養育する人に手当を支給します。	子育て支援課
鯖江市奨学資金貸与制度（再掲）	高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学・大学院に進学・在学する学生で、学費支弁が困難と認められる方を対象に、奨学資金の貸与を行います。	教育政策課
要・準要保護児童生徒援助事業	経済的な理由により小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の支払いに困っている世帯に対し、費用の一部を援助します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に通学する児童生徒の小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の一部を援助します。	学校教育課
保育料軽減措置（再掲）	令和元年 10 月より始まった３歳から５歳児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」に加え、３歳未満児の保育料を国が定める基準よりも低い保育料に抑えるとともに、同一世帯で入所している児童が２人以上いる場合や世帯の３人目以降の児童の保育料を軽減または免除します。	保育・幼児教育室
民生委員・児童委員協議会活動（再掲）	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。	社会福祉課

基本施策５　特別な配慮を要する子どもや家庭への支援

特別な支援を要する子どもや家庭は多様化しており、発達の遅れを感じている子どもや不登校の子ども、自分の性に違和感を感じている子ども、日本語の指導を要する子どもなど、様々な支援を必要とする子どもが増えています。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・家庭に対し、総合的な支援が行えるよう関係機関との連携に努めます。

≪主な事業≫

事業名称	事業概要	所管
乳幼児育成指導事業（再掲）	ことばの相談や、健診後の経過を教室やアンケート等で確認し、支援の必要な乳幼児に対して専門家の発達相談や専門機関の受診につなげます。また、保護者の相談や教室を実施します。	健康づくり課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、保護者の心の悩みに関する相談を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲）	スクールソーシャルワーカーが、学校や自宅を訪問し、家庭を起因とする不登校や非行等の問題行動の解決を図ります。	学校教育課
学校生活・学習支援員配置事業（再掲）	各小中学校に支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活や学習の個別支援を行います。	学校教育課
不登校児童生徒自立支援応援事業	小中学校を長期間欠席している児童生徒に対して、家庭訪問支援員を派遣し、適応指導教室への通所、学校復帰などの社会的自立につなげます。	学校教育課
外国籍園児支援事業	保育所等において外国籍児童が安心して過ごすことができる環境を整備するため、必要な通訳の配置または配置に対し支援します。	保育・幼児教育室
人権教育啓発事業（再掲）	様々な人権問題について考える機会を作り、思いやりの心や生命の尊さについての意識の醸成を図ります。	市民まちづくり課

３　施策成果指標

基本目標１　子どもにとっての良質な教育・保育の提供

基本施策１　乳幼児期の教育・保育の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
待機児童数	人	0	0

基本施策２　学校の教育環境等の整備

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 （小学生・中学生）	%	小学生　90.4 中学生　87.2	小学生　91.0 中学生　87.0
総合的な学習における野外活動参加率	%	100	100
家庭・地域・学校協議会の実施率	%	100	100

基本目標２　子育てを支える支援事業の充実

基本施策１　地域における子ども・子育て支援の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
出生数　（現状　平成 27～30 年の平均） （目標値　令和 2～6 年の平均）	人	582	620
子育て支援に満足している人の割合	%	72.7	80.0
子育て支援センター事業利用家族数	組	14,816	15,000
放課後児童クラブ数	箇所	32	35
子育てサポーター登録者数	人	114	130

基本施策2　経済的支援の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
児童手当の支給率 （支給対象者数に対する支給者数の割合）	%	100	100
子ども医療費の助成率 （利用件数に対する助成件数の割合）	%	100	100

基本施策３　次代の親の育成

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
保育ボランティア参加受入率	%	100	100
婚活事業等参加者数	人	306	300
５０歳未満未婚率の増減（対５年前比）	%	＋4.2	＋3.0

基本施策４　家庭や地域の教育力の向上

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
合宿通学参加者数	人	394	400
放課後子ども教室の利用者数	人	14,244	16,000

基本目標３　子どもと親の健康を支える環境の整備

基本施策１　妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
要支援妊産婦への訪問等による支援実施率	%	100	100
乳児一般健康診査平均受診率 （1 か月児・4 か月児および 9～10 か月児健康診査の合計受診者数/合計受診票交付対象者数）	%	98.7	100
予防接種受診率	%	94.1	100
ハーフバースデイ参加率 （参加者数/対象者数）	%	96	100

基本施策２　学童期・思春期の保健対策の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
スクールカウンセラー実施率 （カウンセラー希望数に対する対応数の割合）	%	100	100
児童に対する人権教室開催数	回	6	6

基本施策３　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
地区子育て支援ネットワーク委員会事業開催回数	回	209	210
子育てサポーター活動率 （活動者数/登録者数）	%	89.5	90.0

基本施策４　食育の推進

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
児童生徒の朝食摂取率	%	98.1	99.0
３歳児の朝食摂取率	%	88.9	100

基本目標４　子どもと親のふるさと意識の醸成

基本施策　子どもと親のふるさと意識の醸成

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
体験活動実施事業所数	箇所	153	160
将来、市内の企業で働きたい生徒の割合 （中学校１年生）	%	15.2	17.0

基本目標５　仕事と子育ての両立の推進

基本施策　ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
ワーク・ライフ・バランス診断実施企業数	社	4	4
ワーク・ライフ・バランスの認知度	%	31.6 （平成 31 年度）	50.0
環境整備に取り組んだ企業数	社	0	10

基本目標６　子育てを支える生活環境の整備

基本施策１　生活環境の整備

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
交通安全施設のパトロール等による設置・補修率	%	100	100

基本施策２　子どもの安全の確保

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
交通安全教室の開催回数	回	126	134
情報モラル教育の実施率	%	100	100

基本目標７　特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

基本施策１　児童虐待防止対策の充実

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
要保護児童対策地域協議会開催数	回	25	25

基本施策２　ひとり親家庭の自立支援の推進

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
ひとり親家庭児童学習支援開催数	回	102	160

基本施策３　障がい児施策の充実等

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
児童デイサービス待機者数	人	０	０

基本施策４　子どもの貧困の解消

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
生活困窮者就労支援実施率	％	100	100

基本施策５　特別な配慮を要する子どもや家庭への支援

成果指標	単位	現状 （平成３０年度）	目標値 （令和６年度）
幼児親子教室等開催回数	回	84	84

第５章　計画の推進体制

１　庁内推進体制

鯖江市子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、庁内の推進組織として、計画に関係性が高い市および教育委員会の担当課で構成する推進連絡会を設置し、施策を総合的に推進します。

２　関係機関・団体や市民との連携

鯖江市子ども・子育て支援事業計画の施策の着実な推進を図るため、国や県との連携強化を図るとともに、市民および企業、各種団体や関係機関と連携し、協働することにより、きめ細やかな施策の推進を行います。

３　計画の進行管理

この計画の進捗状況については、「鯖江市子ども・子育て会議」において、計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間、毎年度、計画の進捗状況を点検、評価します。

なお、計画策定時に定めた「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」については、ＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実施・実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価・検証）→Ａｃｔｉｏｎ（改善）】に基づいて、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、実際の認定状況等と大きな乖離がみられ、見直しが必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

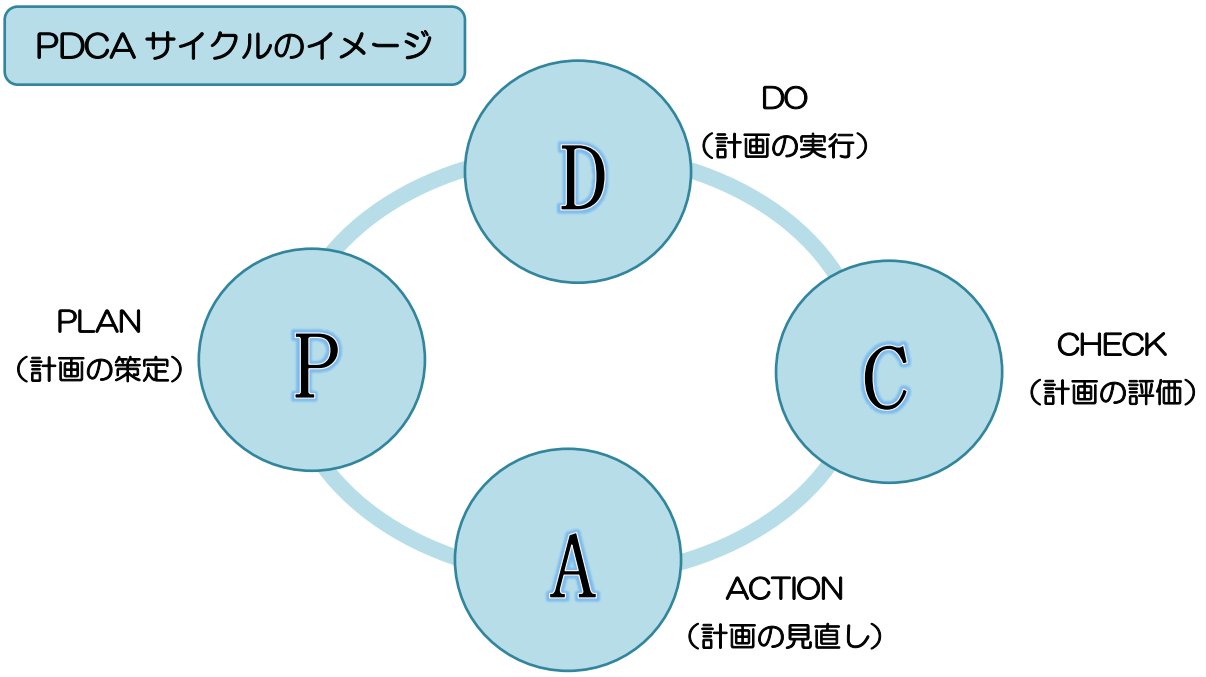

資　料　編

鯖江市子ども・子育て会議委員名簿

（第２期鯖江市子ども・子育て支援事業計画策定委員）

分野	委員名	所属名等
学識経験者	松　木　健　一	福井大学
	森　　俊　之	仁愛大学
子ども関係団体に属するもの	堀　　みどり	鯖江市地域で育む子育て支援ネットワーク委員会
	伊　藤　恵美子	ＣＯＳＡＰＯ
	稲　倉　正　弘	鯖江市民生委員児童委員協議会連合会
	加　藤　　修	鯖江市児童館・児童センター連絡協議会
教育関係	吉　村　慎　一	鯖江市小中学校校長会
	長谷川　とよ子	鯖江市幼稚園長会
保育関係	橘　　英亜機	鯖江市民間保育園連盟
	高　島　幸　子	鯖江市公立保育所長会
子どもの保護者	出　口　浩　行	鯖江市 PTA 連合会子育て委員会
	勝　木　　徹	鯖江市保育協議会保護者代表
公募の市民	酒　井　友季子	公募委員
	西　野　有　香	公募委員

鯖江市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　本市に、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、鯖江市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　子ども関係団体に属する者

（３）　教育関係者

（４）　保育関係者

（５）　子どもの保護者

（６）　公募の市民

（７）　前６号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第５条　子ども・子育て会議に、会長および副会長各１人を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　会長は、会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。

第２期鯖江市子ども・子育て支援事業計画

発 行 年 月　令和２年３月

編集・発行　鯖江市役所　健康福祉部　子育て支援課

〒916－8666　福井県鯖江市西山町 13 番１号

TEL　　0778－53－2224

FAX　　0778－51－8165

E-mail　SC-KosodateShien@city.sabae.lg.jp